

信濃町

子ども・子育て支援事業計画

（平成27年度～令和2年度）

平成 27 年 3 月

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景・趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	子ども・子育て審議会	3
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状	4
1	信濃町の概要	4
2	人口と世帯数の推移	5
3	社会動向	7
4	子育て支援の現状	9
5	アンケート調査の結果	12
第3章	計画の基本的な考え方	31
1	計画の展開	31
2	基本理念	32
3	基本的な視点	32
4	基本目標	34
5	教育・保育提供区域の設定	35
第4章	子ども・子育て支援施策の推進方法	36
1	教育・保育施設等の充実	36
2	子育て支援の充実	42
3	専門的な支援の充実	51
第5章	計画の推進体制	58
1	関係機関等との連携	58
2	計画の達成状況の点検・評価	58
第6章	資料編	59
1	委員名簿	59
2	信濃町子ども・子育て審議会設置条例	60
3	審議会の経過	61
4	信濃町子育て支援事業一覧表	62

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い、子どもの数は減少の一途をたどり、急速な少子化が進んでいます。

平成24年（2012年）の全国の出生数は103.7万人で、合計特殊出生率は、1.41であることから、人口置換水準の2.07を大きく下回っています。

ライフスタイルの多様化による未婚化・非婚化・晩婚化・晩産化の傾向と希望を持てる結婚・出産・子育てがしづらい現状が、少子化の進行に影響していると考えられます。

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現は、地域社会全体で取り組む重要な課題の一つです。

本町では、平成17年に「次世代育成支援行動計画」、平成22年に「次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」を策定し、これからの社会を担っていく子どもたちが、健やかに成長できるよう、地域で安心して子育てができる取り組みを進めてきました。

しかしながら、子どもや子育てを取り巻く環境は依然として厳しく、家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

また、保護者のニーズが多様化する中で、保護者ニーズに応えることができる、安定的で質の高い教育・保育サービスの提供や、仕事と子育ての両立ができる社会環境の整備が十分でないなど、多くの課題が生じています。

こうした課題に対して、子どもの健やかな発達と子育てがしやすい社会にしていくために、地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新たな支え合いの仕組みを構築することが求められています。

国では「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」）を平成24年8月に成立させました。「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大と確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指しています。

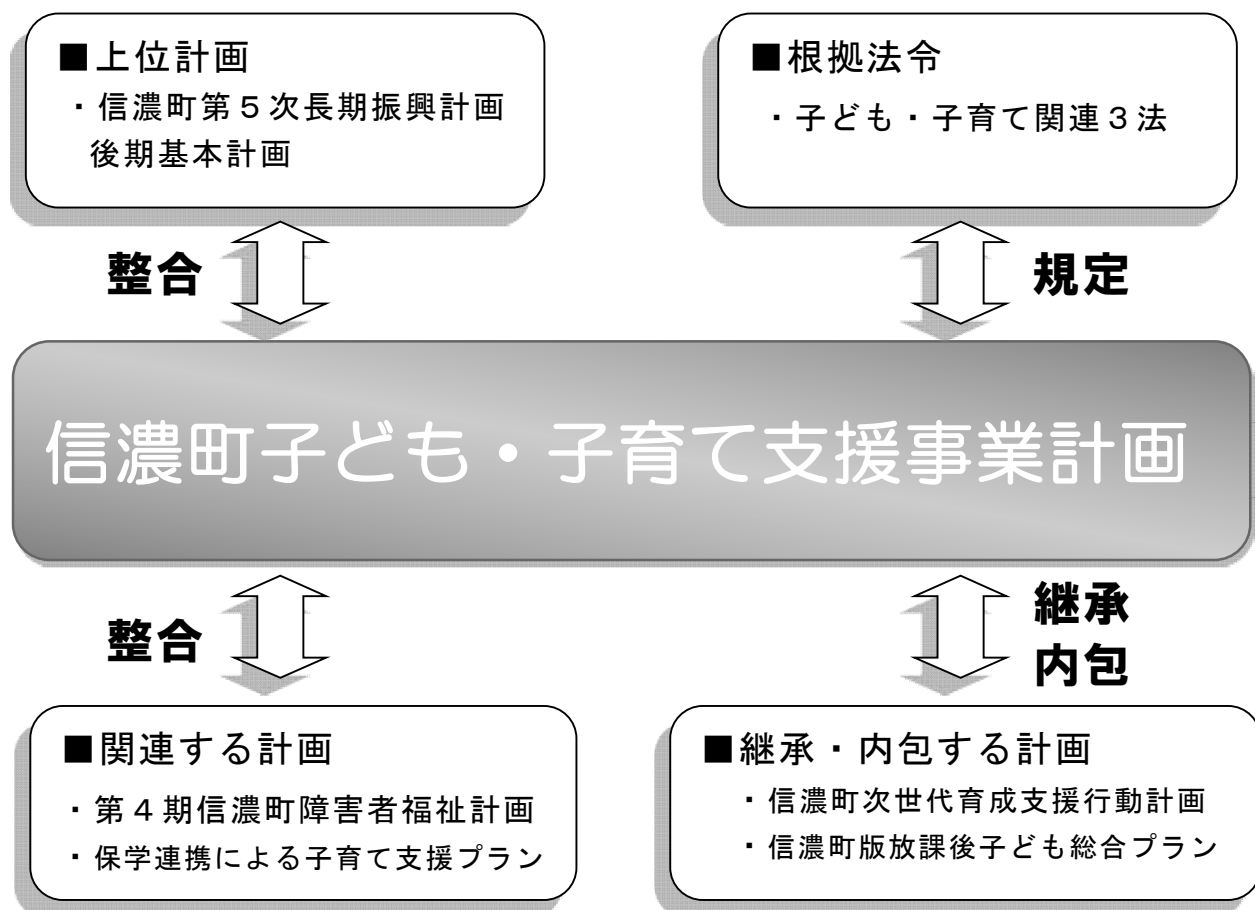
そこで、本町では新たな法制度の下で、幼児期の教育・保育と地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくために「信濃町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市町村に策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

本計画の策定にあたっては、信濃町長期振興計画をはじめ、関連する分野別計画との調和を図り、策定しています。

また、次世代育成行動計画について、義務策定から任意策定に変更されていますが、信濃町次世代育成支援行動計画（後期行動計画）の考えや取り組みを踏襲しながら、国で新たに「放課後子ども総合プラン」を策定したことから、信濃町版放課後子ども総合プランの施策を内包する形で、新たな「信濃町子ども・子育て支援事業計画」を策定することで、総合的に子ども・子育て支援を推進していきます。

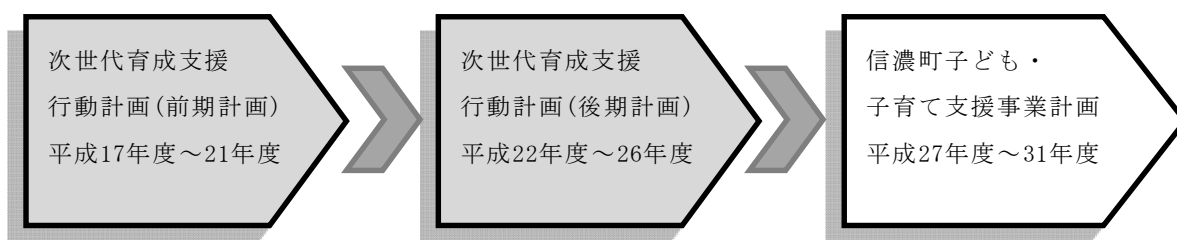


3. 計画の期間

本計画は、平成27年から令和2年までの6年間を計画期間とします。

ただし、6年間の計画期間中であっても、計画内容と実状に乖離^{かいり}が生じた場合など、計画の見直しの必要があると判断した場合は、適宜計画の見直しを行うものとします。

※令和2年3月定例教育委員会で、将来の保育園のあり方について住民懇談会等を開催しながら保護者ニーズを充分把握して第2次計画へ反映するため、第1次計画期間を令和2年度まで延長するよう決定しました。



4. 子ども・子育て審議会

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、設置した「信濃町子ども・子育て審議会」の意見を踏まえて、推進します。

委員は、子どもの保護者や、子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで構成されています。

職 名	人 数	職 名	人 数
主任児童委員	1 名	子育て関係団体代表	1 名
信濃小中学校副校長	1 名	保育園保護者会長	4 名
教育コーディネーター	1 名	保育園長	1 名
児童クラブ指導員長	1 名	計	10 名

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 信濃町の概要

(1) 沿革

信濃町は、長野県の北端に位置し北に妙高山を背にして、西に黒姫山、南に飯綱山・戸隠山、東に斑尾山と北信五岳に囲まれ、妙高戸隠連山国立公園の一環として風光明媚な高原盆地帯にあります。

隣接市町村は、東に飯山市、中野市、南は飯綱町に、西は長野市に、北は新潟県の妙高市に接しています。

本町を南北に縦断するしなの鉄道北しなの線と国道18号を基幹として、黒姫駅、古間駅を中心に放射線状に信濃信州新線や長野信濃線などの主要地方道をはじめ一般県道が伸び、周辺市町村と結ばれています。

また、上越市や長野市を経て首都圏とつなぐ上信越自動車道の信濃町インターチェンジが町内にあり、県庁所在地である長野市へは約25km（車で約40分）、上越市へ約50km（約60分）、東京都心、名古屋まで約300km（約4時間）、大阪まで約480km（約6時間）の距離にあります。

(2) 自然条件

本町は、信越五岳（黒姫・妙高・戸隠・飯綱・斑尾）に囲まれた盆地状の土地で、妙高戸隠連山国立公園に一部位置しています。

海拔が600m以上、東西約16.7km、南北約11.4kmのほぼ横長の形をしており、総面積(149.27km²)の約4分の3が森林におおわれ、平地が少ない複雑な地形をしています。

町域の1級河川は野尻湖、鳥居川、関川、池尻川、古海川、赤川があり、鳥居川は南下して千曲川に合流し、池尻川、古海川、赤川は北へ流れ、関川と合流し日本海へ注いでいます。

標高が高いために、年平均気温は11℃前後と低く、夏は涼しく過ごしやすい反面、冬の積雪は町の南部でも1m以上、北部では2m以上にも及びます。昼夜の温度差が大きく、春から夏にかけては霧が多く発生します。

古代人やナウマンゾウが生息した野尻湖（面積4.43km²、周囲約16Km）、黒姫高原(海拔約800m)など、自然資源に恵まれた地域でもあります。

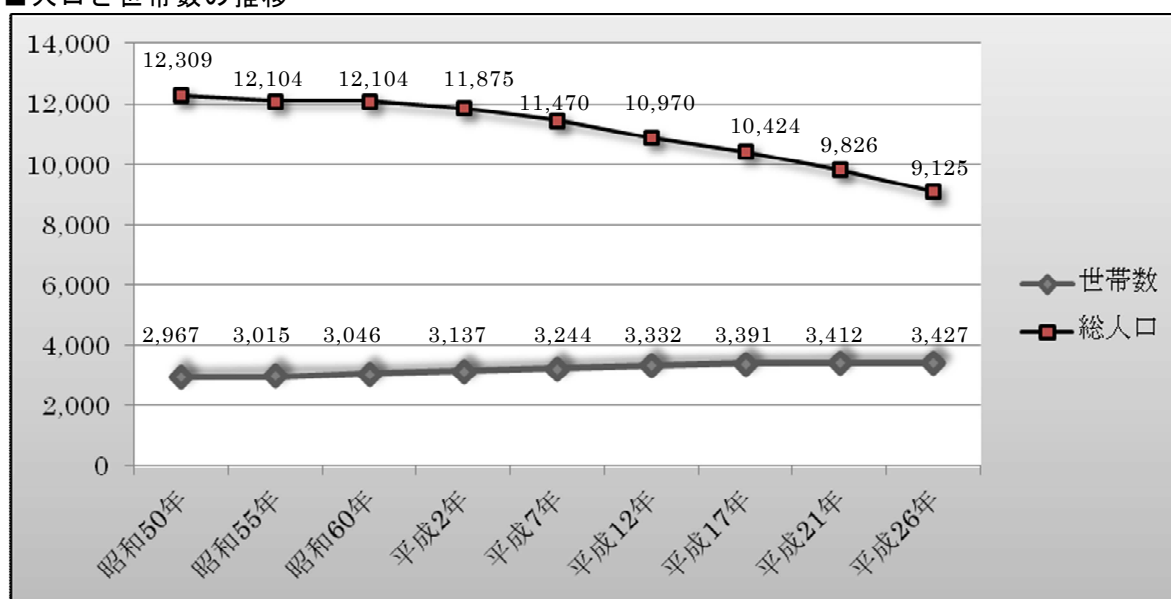
2. 人口と世帯数の推移

(1) 人口と世帯数の推移

本町の人口は、昭和50年には12,309人でしたが、平成21年には10,000人を割り込み9,826人となりました。その後も減少が続き、平成26年9月30日現在9,125人となっています。

世帯数は、昭和50年には2,967世帯でしたが、平成26年9月には3,427世帯となり、年々増加の傾向にあることから、核家族化の進行がうかがえます。

■ 人口と世帯数の推移

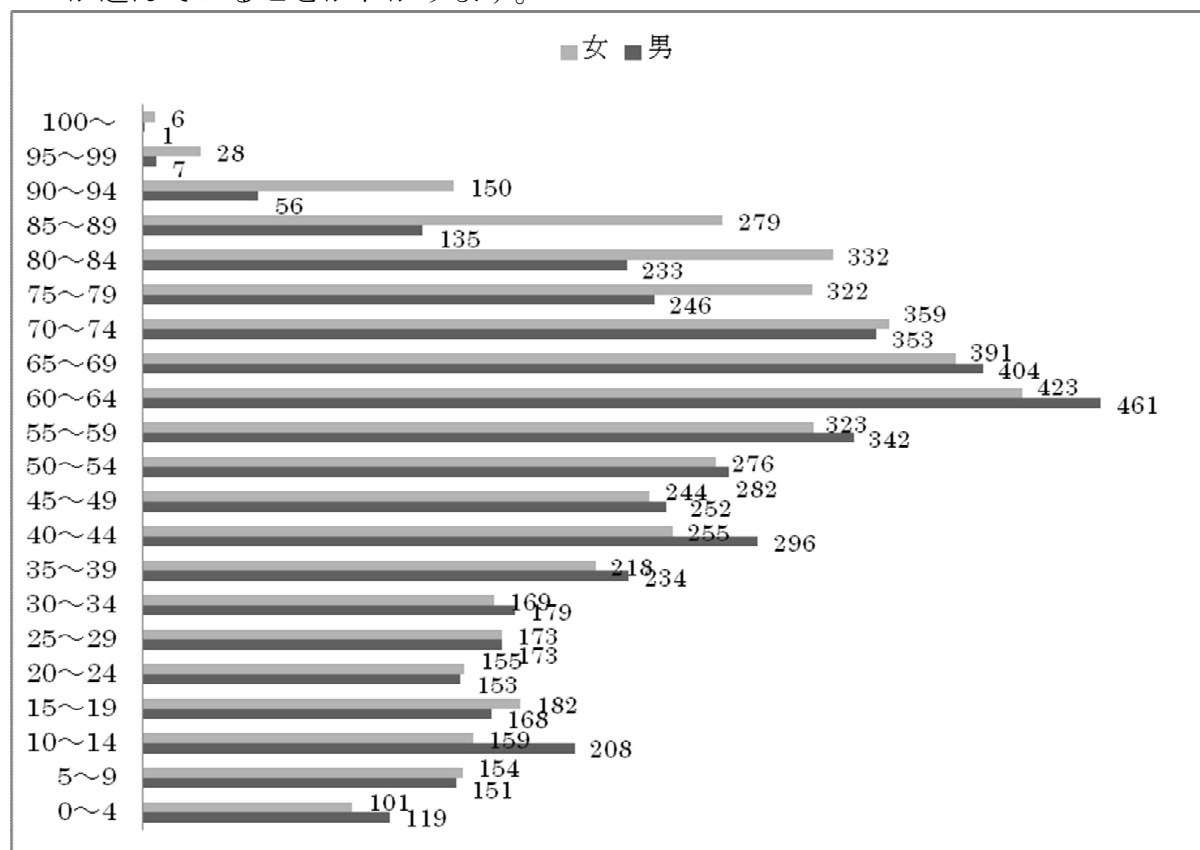


年	世帯数	男	女	総人口
昭和50年	2,967	6,004	6,305	12,309
昭和55年	3,015	5,920	6,184	12,104
昭和60年	3,046	5,892	6,212	12,104
平成2年	3,137	5,765	6,110	11,875
平成7年	3,224	5,555	5,915	11,470
平成12年	3,332	5,274	5,633	10,907
平成17年	3,391	5,042	5,382	10,424
平成21年	3,412	4,769	5,057	9,826
平成26年(9月30日)	3,427	4,453	4,672	9,125

資料：住民基本台帳

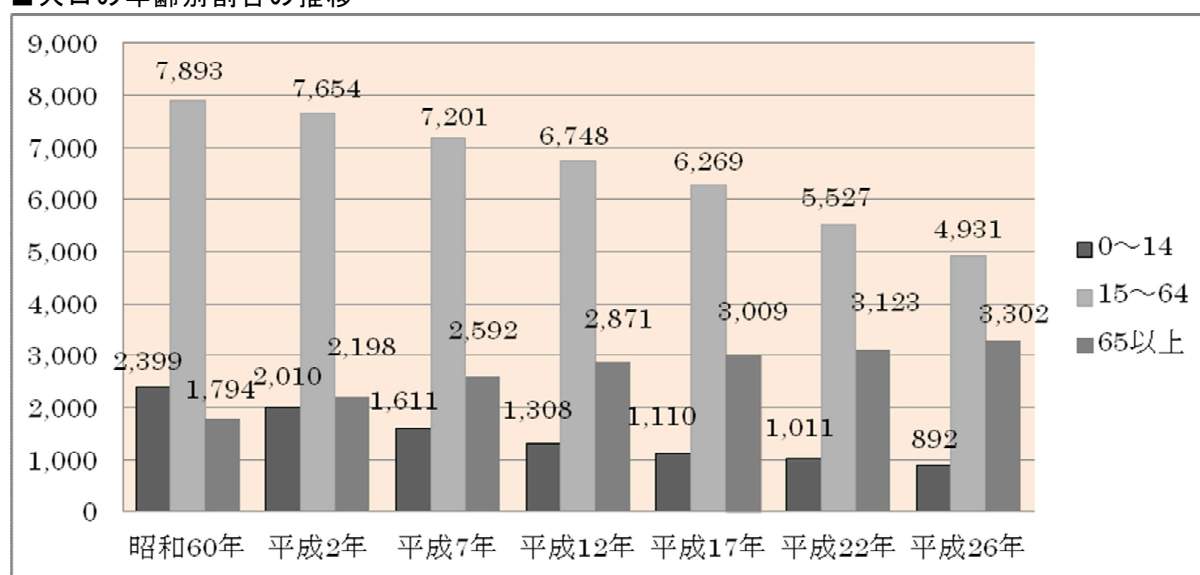
(2) 人口構造

本町の平成26年10月1日現在の人口構造は、男女共60歳から64歳が最も多く、次いで65歳から69歳が多い人口構造となっています。また、年齢別割合の推移をみると、年少人口（0歳から14歳）は、昭和60年と比べて、半数以下となった一方、高齢人口（65歳以上）が増加していることから、人口減少と少子高齢化が進んでいることがわかります。



資料：住民基本台帳（平成26年10月1日現在）

■人口の年齢別割合の推移

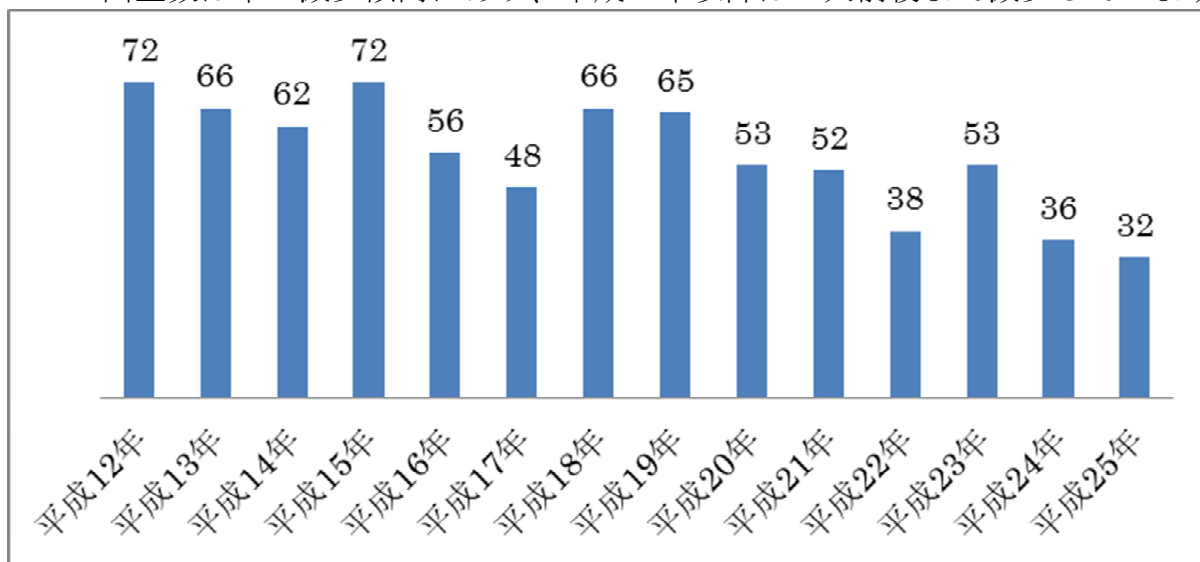


資料：住民基本台帳（各年10月1日）

3. 社会動向

(1) 出生数

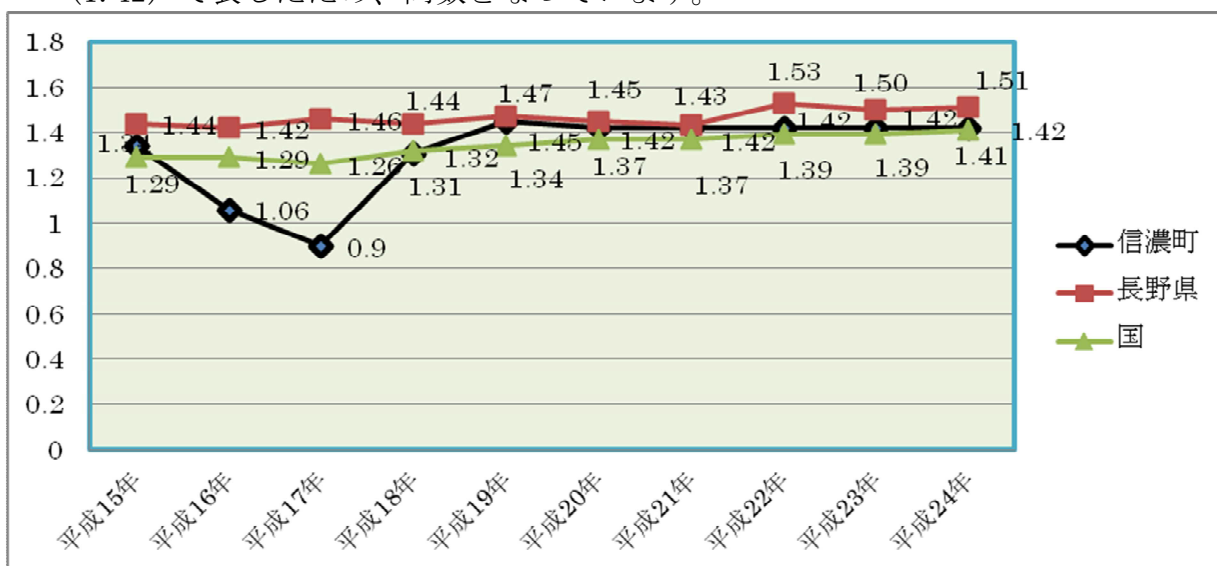
出生数は年々減少傾向にあり、平成24年以降は35人前後まで減少しています。



資料：信濃町勢要覧

(2) 合計特殊出生率

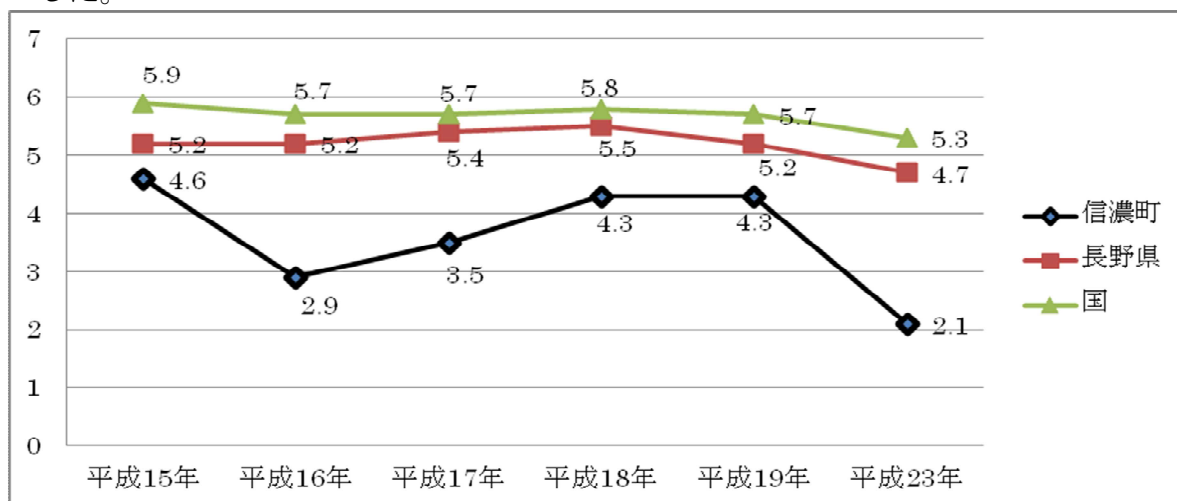
町の 合計特殊出生率*は、変動が激しく、直近の5年間は平成17年を最低値にV字型を描いています。なお、本町の平成20年から24年は、5年間の平均値(1.42)で表したため、同数となっています。



資料：国・県は人口動態統計(厚生労働省)
信濃町は人口動態統計市町村の統計概況

(3) 婚姻率

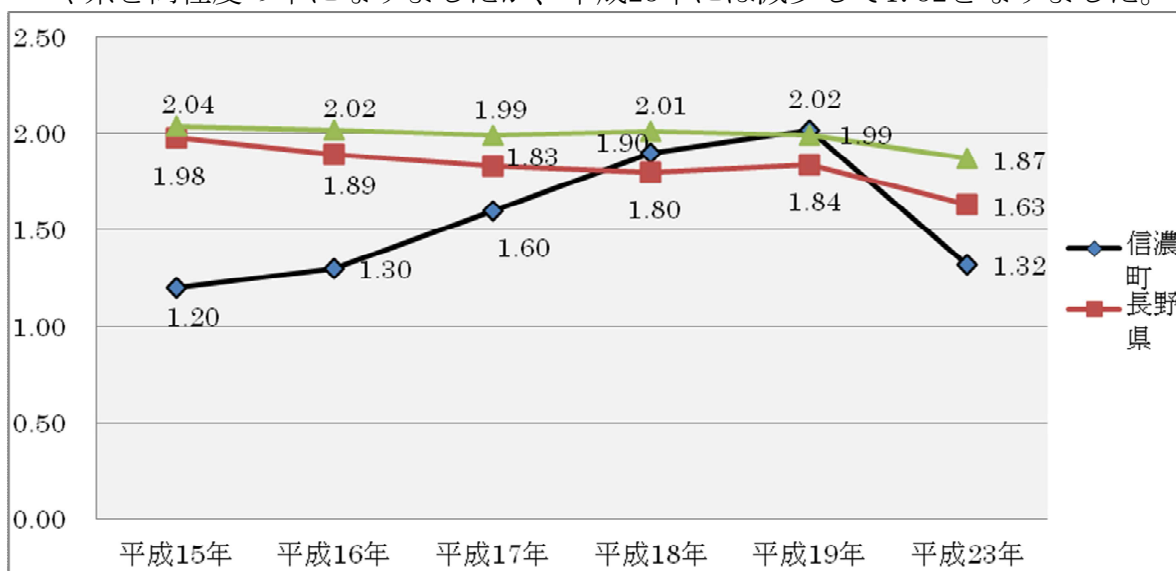
婚姻率（結婚件数/人口×1,000）は、平成16年には、2.9になりましたが、平成19年には4.3と増加しました。しかし平成23年には再び減少して2.1となりました。



資料：長野県衛生年報

(4) 離婚率

離婚率（離婚件数/人口×1,000）は、平成15年から19年にかけて増加し、国や県と同程度の率になりましたが、平成23年には減少して1.32となりました。



資料：長野県衛生年報

* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む平均的な子どもの数に相当する。
女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の出生率」であり、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。

4. 子育て支援の現状

1) 町立保育園の概況

子どもの数が年々減少しているなか、入園児童数が4園で200人を超えているのは、3歳未満児保育の需要の高まりが要因となっています。また、延長保育の利用者数が増加傾向にあることから、一人当たりの保育時間が増えていることも分かります。

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
保育園数	4園	4園	4園	4園	4園
定員数	270人	270人	270人	280人	280人
入園児童数	219人	207人	224人	245人	221人
入園率	81.1%	76.6%	82.9%	87.5%	78.9%
一時保育 (延人数)	147人	314人	238人	125人	181人
延長保育 (延人数)	827人	802人	719人	1,042人	945人

2) 子育て支援ルームなかよしの概況

子育て中の親子の交流・育児相談が行える「子育て支援ルームなかよし」を総合体育館の一室に開設しています。利用状況は年により異なっていますが、延べ利用人数が、毎年2,000人を超えていることから、子育て中の保護者の不安や孤立感の軽減につながっています。

年度	利用人数	絵本貸出	あそびの会	母乳相談
平成21年	2,473人	627冊	325人	102人
平成22年	2,412人	1,427冊	291人	157人
平成23年	2,757人	1,427冊	252人	207人
平成24年	2,313人	808冊	306人	179人
平成25年	2,246人	999冊	305人	179人

3) 子育て支援グループの概況

地区毎にある子育て支援グループの活動状況です。

	ぞうさん (野尻)	たんぽぽ (柏原)	キッズ21 (古間)	みらいふうせん (富士里)	合計
平成21年	94人	166人	154人	120人	534人
平成22年	114人	208人	152人	56人	530人
平成23年	99人	182人	128人	117人	526人
平成24年	128人	218人	128人	118人	592人
平成25年	101人	186人	122人	128人	537人

4) 母子保健事業の概況

町保健師が行っている母子保健事業です。

事業名		平成22年度	平成25年度
母子健康手帳の交付	交付件数	53件	50件
母親学級	参加人数	46人	35人
新生児訪問	訪問件数	34件	30件
よろず相談	相談件数	129件	44件
希望の会	参加人数	41人	59人
すくすく相談	参加人数	23人	30人
ブックスタート	配布数	41冊	35冊
乳児健康診査	受診者数	88人	97人
幼児健康診査	受診者数	115人	95人
ひよこ教室	参加人数	1歳半 8人 3歳 6人	1歳半 3人 3歳 8人
もぐもぐ相談*	相談件数	23人	—
4歳児視力検査	受診者数	49人	57人

* もぐもぐ相談は平成24年度から7ヶ月健診開始に伴い終了

5) 信濃町児童クラブの概況

放課後や学校休業日における児童（１年生から３年生）の安全・安心な居場所の確保と遊びや学習、体験活動の場を提供しています。平成24年に信濃小中学校の開校により、小学校毎に開設していた児童クラブを一つに統合しました。

年度	野尻湖	柏原	古間	富士	合計
平成21年	11人	39人	44人	25人	119人
平成22年	12人	30人	29人	28人	99人
平成23年	12人	36人	29人	20人	97人
平成24年	信濃町放課後児童クラブ				73人
平成25年	信濃町放課後児童クラブ				60人

6) 小・中学校の概況

児童生徒数は年々減少の一途をたどっています。平成24年には、５つの小学校と中学校を一つにした信濃小中学校を開校しました。

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
小学校	452人	448人	440人	410人	401人
中学校	230人	227人	221人	226人	223人
児童・生徒 合計数	682人	675人	661人	636人	624人

7) 特別支援学級の概況

発達に遅れや偏りがあり、特別な配慮を必要とする児童・生徒に対して、一人ひとりの個性や特徴に合わせた特別な支援を行う教室です。

区分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
小学校	学級数	4 学級	5 学級	4 学級	4 学級	4 学級
	児童数	8 人	15人	14人	18人	18人
中学校	学級数	2 学級	2 学級	2 学級	2 学級	2 学級
	生徒数	6 人	7 人	11人	12人	10人
合計	学級数	6 学級	7 学級	6 学級	6 学級	6 学級
	児童・生徒数	14人	22人	25人	30人	28人

5. アンケート調査の結果

信濃町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子育ての実態や保護者の意向などを把握するためアンケート調査を平成25年に行いました。

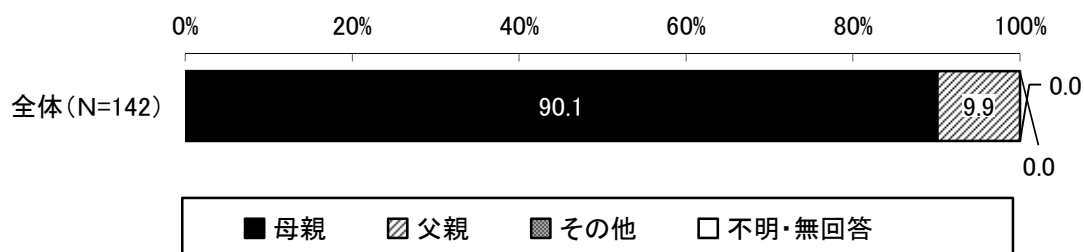
- 調査の対象 : 町内在住の就学前児童の保護者
- 対象者の抽出方法 : 住民基本台帳(平成25年4月1日)より対象者となる生年月日の全ての児童(337人、244世帯)
- 調査期間 : 平成25年12月13日(金)～平成25年12月24日(火)
- 調査票の配布・回収方法 : 保育園在園児は、保育園を通じて配布・回収
未就園児は、郵送による配布・回収

●回収結果

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就 学 前 児 童	244	142	58.1%
合 計	244	142	58.1%

●回答者

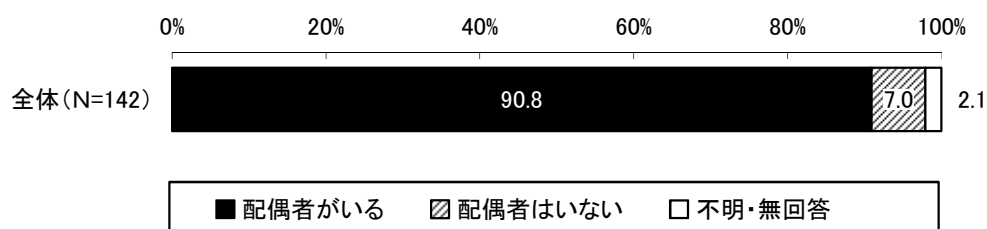
「母親」が90.1% 「父親」が9.9%となっています。



■ 1 子どもと家族の状況について

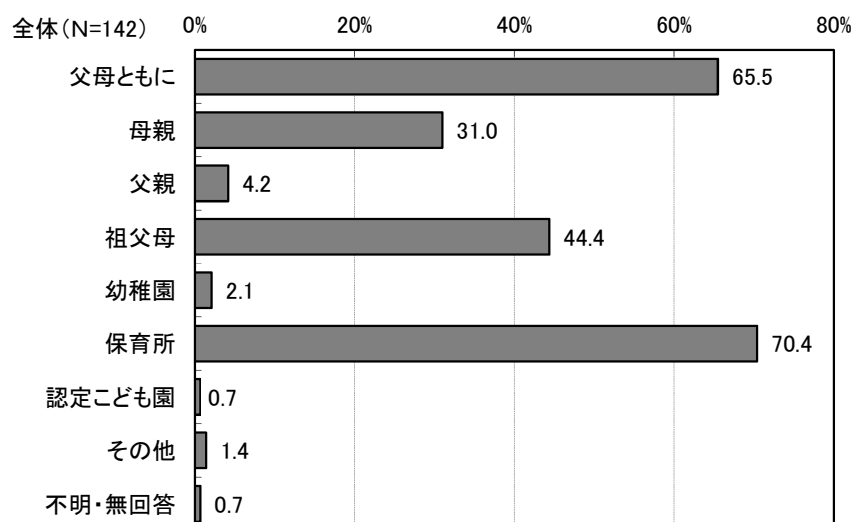
(1) 配偶者の有無

「配偶者がいる」が90.8% 「配偶者はいない」が7.0%となっています。



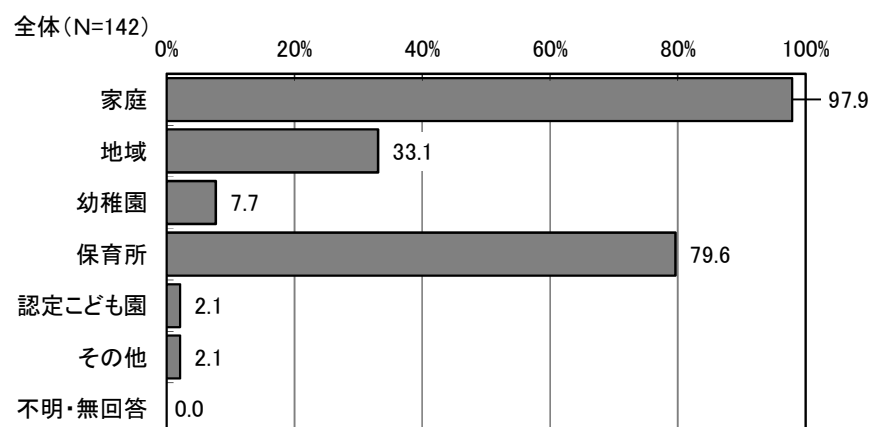
(2) 子育てに日常的に関わっている人

「保育所」が70.4%と最も高く、次いで「父母ともに」が65.5%となっています。



(3) 子育てにもっとも影響すると思われる環境

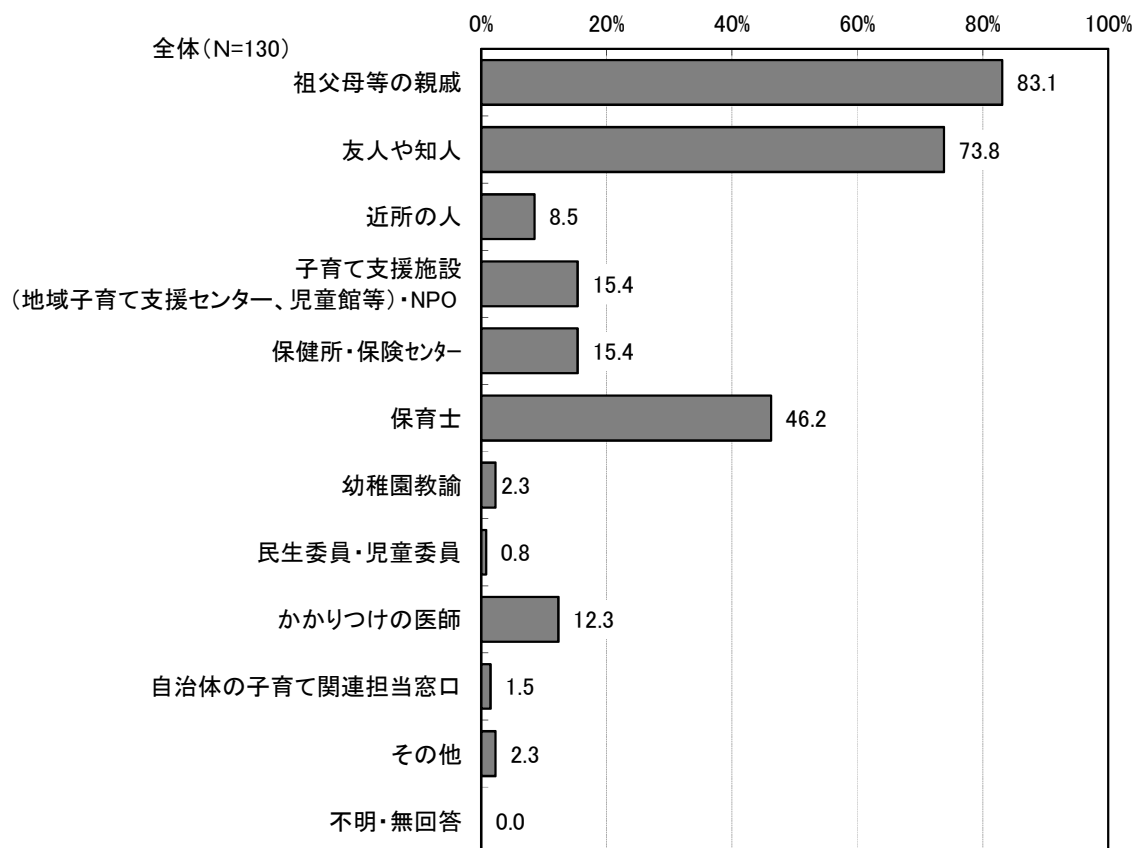
「家庭」が97.9%と最も高く、次いで「保育所」が79.6%となっています。



■ 2 保護者の状況

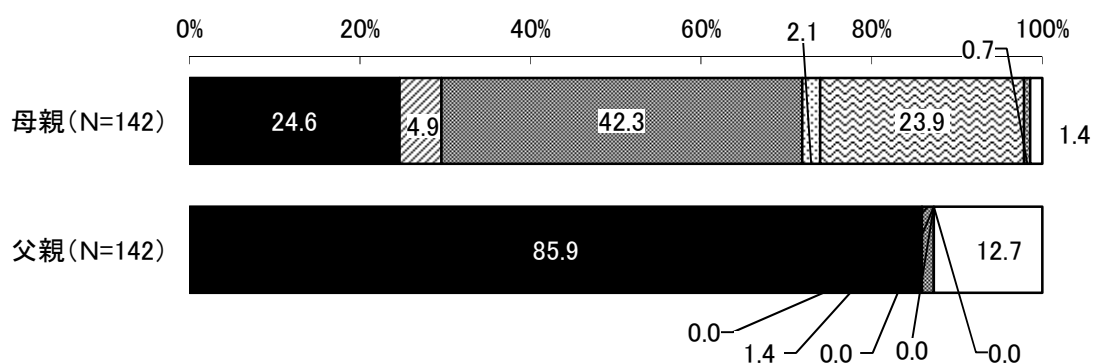
(1) 気軽に相談できる人や場所について

「祖父母等の親戚」が83.1%と最も高く、次いで「友人や知人」が73.8%、「保育士」が46.2%となっています。



(2) 就労状況

①母親については「パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が42.3%と最も高く、②父親については「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が大半を占めています。

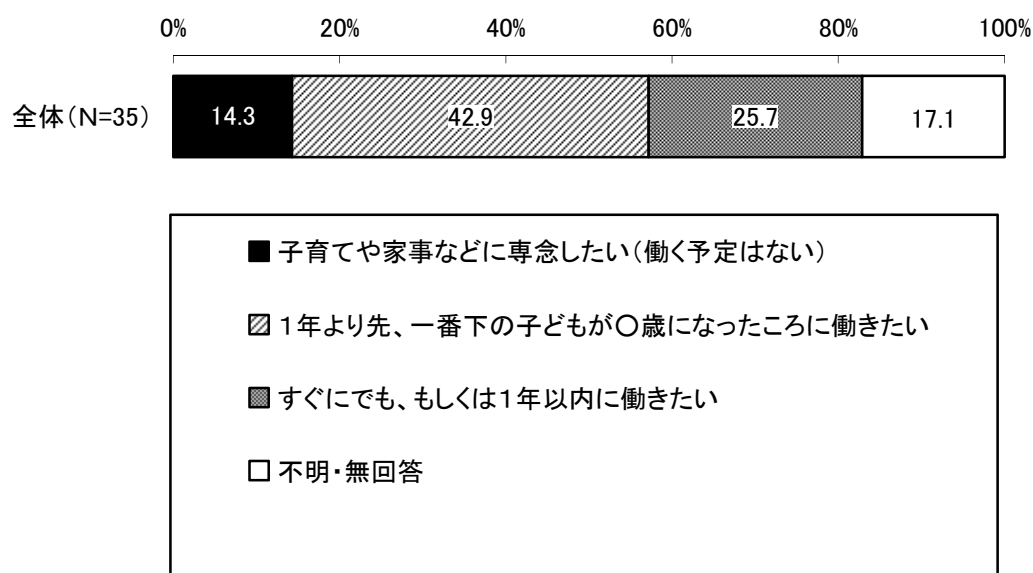


- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▨ フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▤ パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▦ パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▧ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▩ これまで就労したことがない
- 不明・無回答

(3) 就労の希望

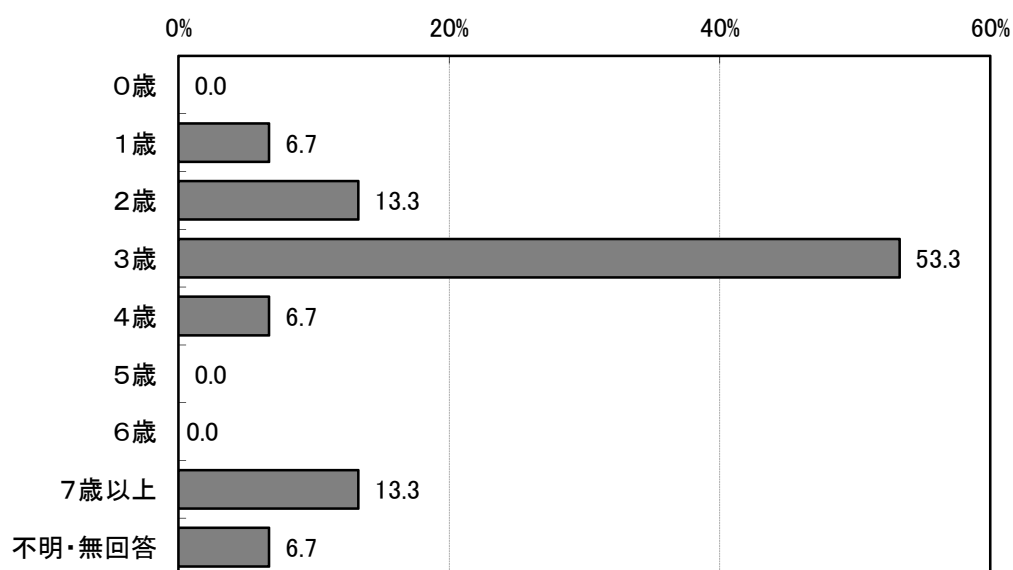
「以前就労していたが現在は就労していない」もしくは「就労したことがない」と回答した方の①母親の就労希望は「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに働きたい」が42.9%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が25.7%となっています。子どもの年齢については「3歳になったら働きたい」が53.3%と最も高くなっています。

①母親



②母親 子どもが何歳になったら働きたいか

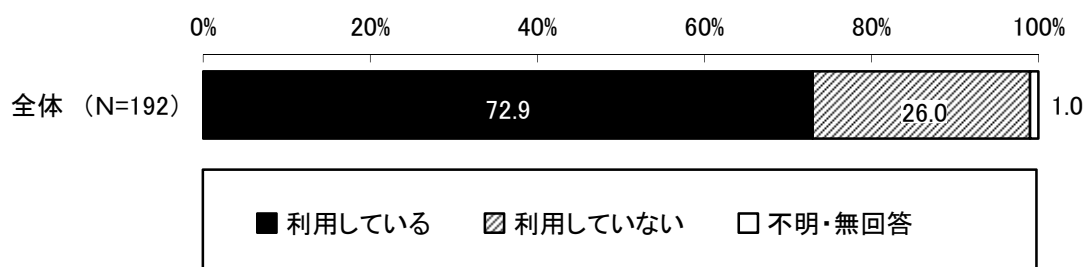
全体 (N=15)



■ 3 保育サービスの利用状況

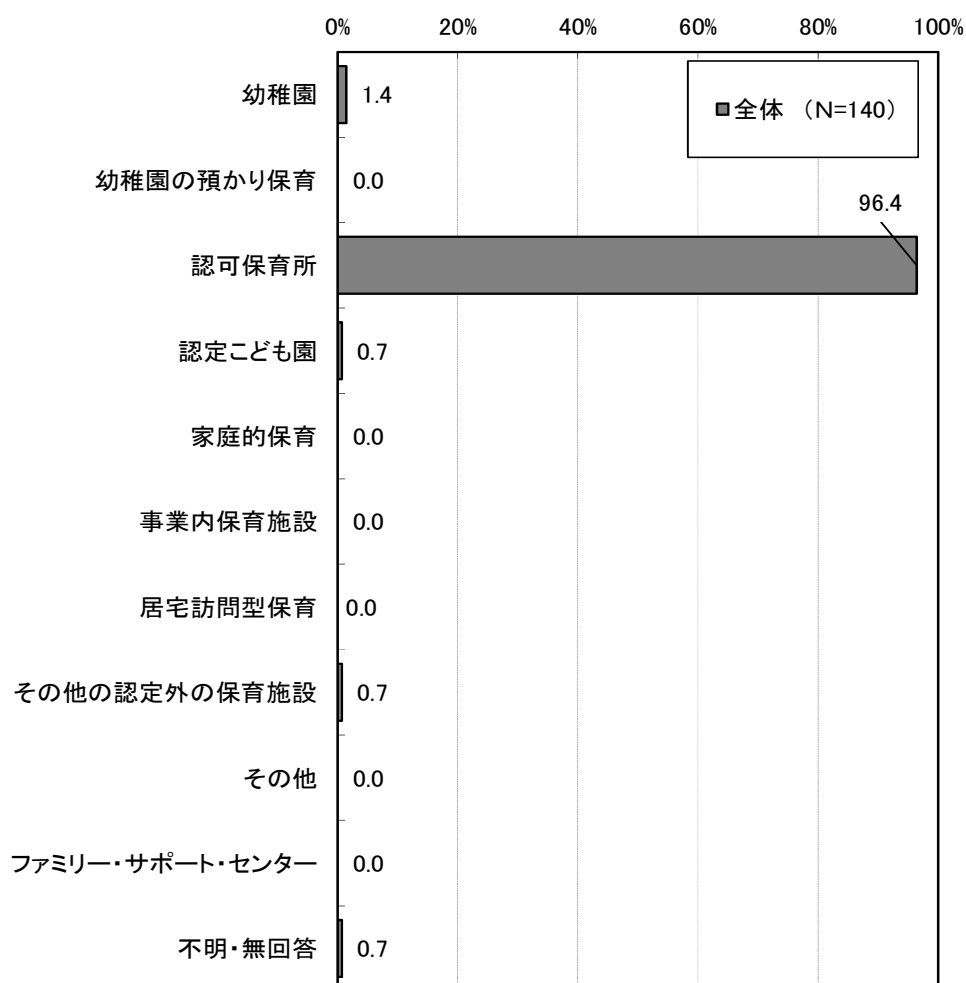
(1) 平日の幼稚園や保育園の利用有無

「利用している」が72.9%「利用していない」が26.0%となっています。



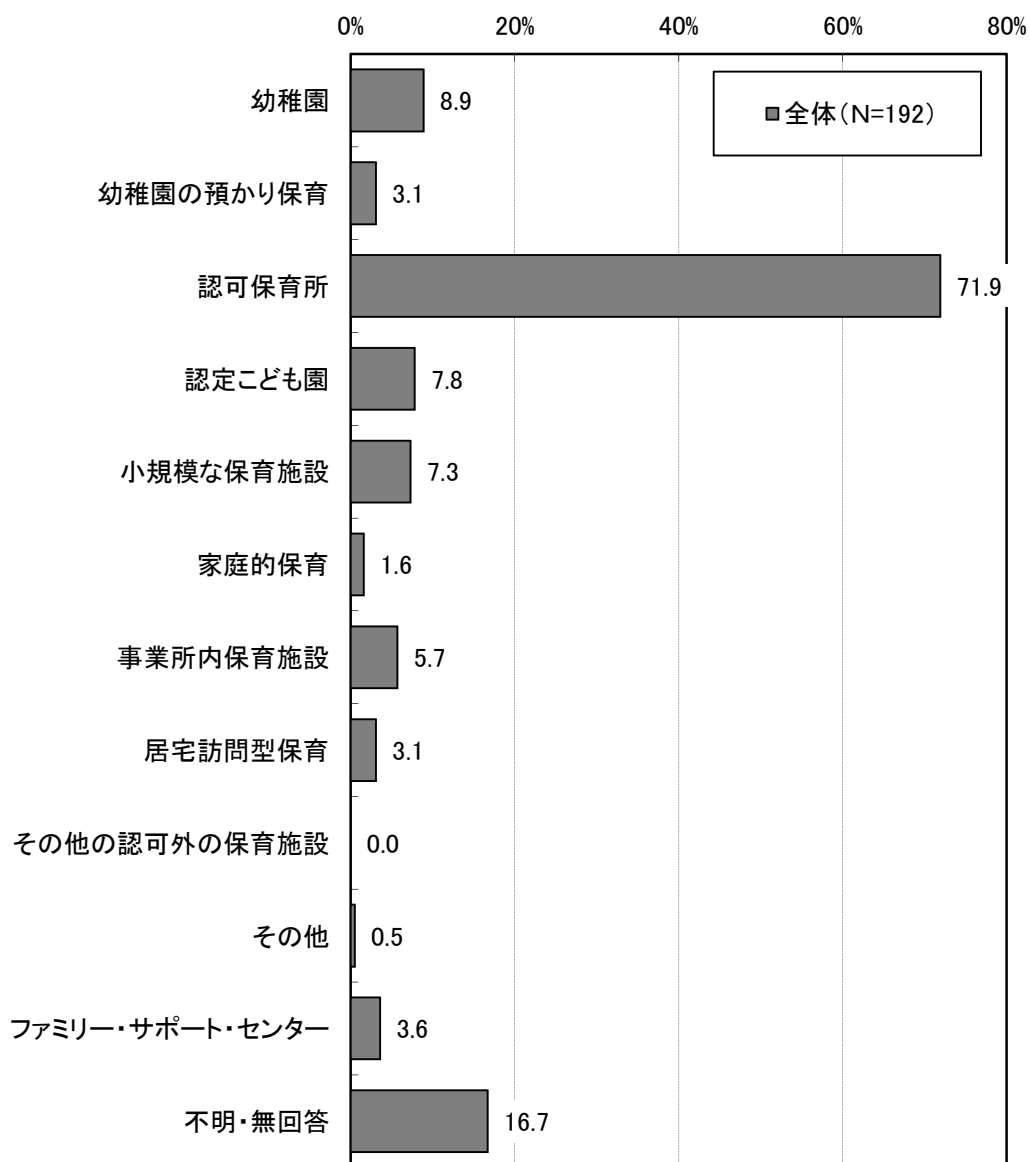
(2) 利用している保育サービスの種類

「認可保育所」が96.4%と最も高く、次いで「幼稚園」が1.4%となっています。



(3) 定期的に利用したいと考える事業

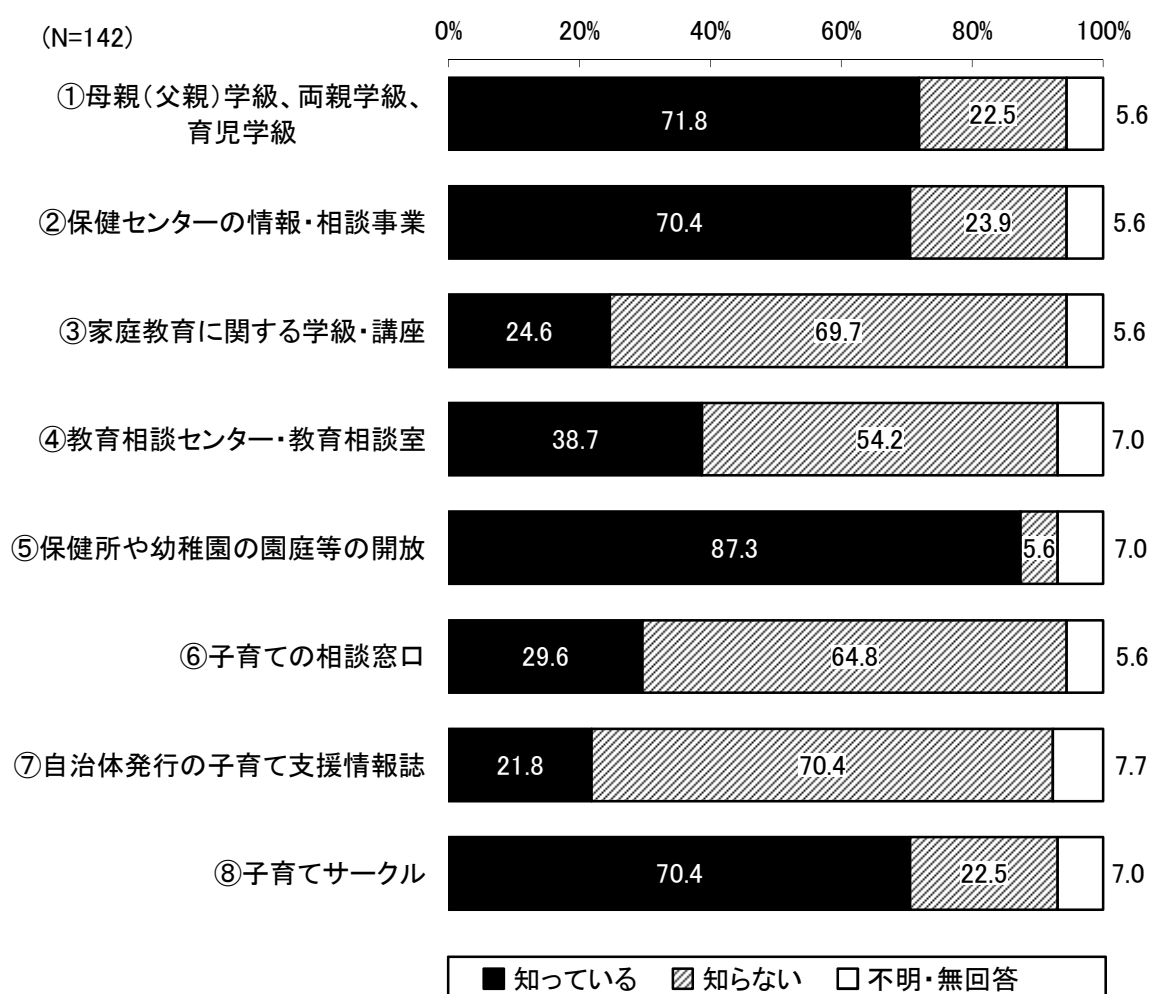
「認可保育所」が71.9%と最も高く、次いで「幼稚園」が8.9%、「認定こども園」が7.8%となっています。



■ 4 地域の子育て支援事業

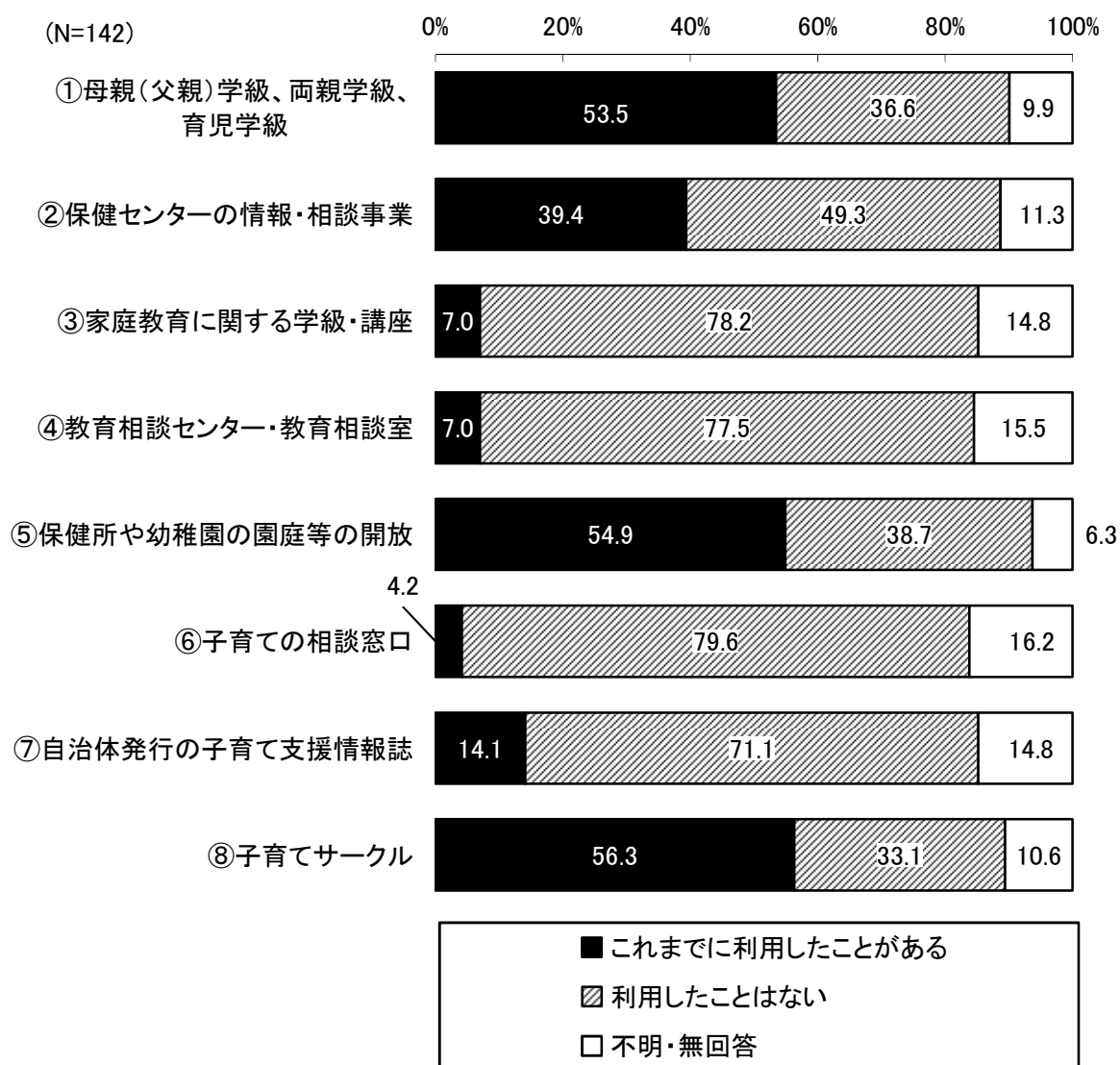
(1) 子育て支援事業の認知度

「①母親（父親）学級、両親学級、育児学級」や「②保健センターの情報・相談事業」「⑤保健所や幼稚園の園庭等の開放」「⑧子育てサークル」については認知度が7割以上でしたが、「③家庭教育に関する学級・講座」や「⑥子育ての相談窓口」「⑦自治体発行の子育て支援情報誌」の認知度は3割以下となっています。



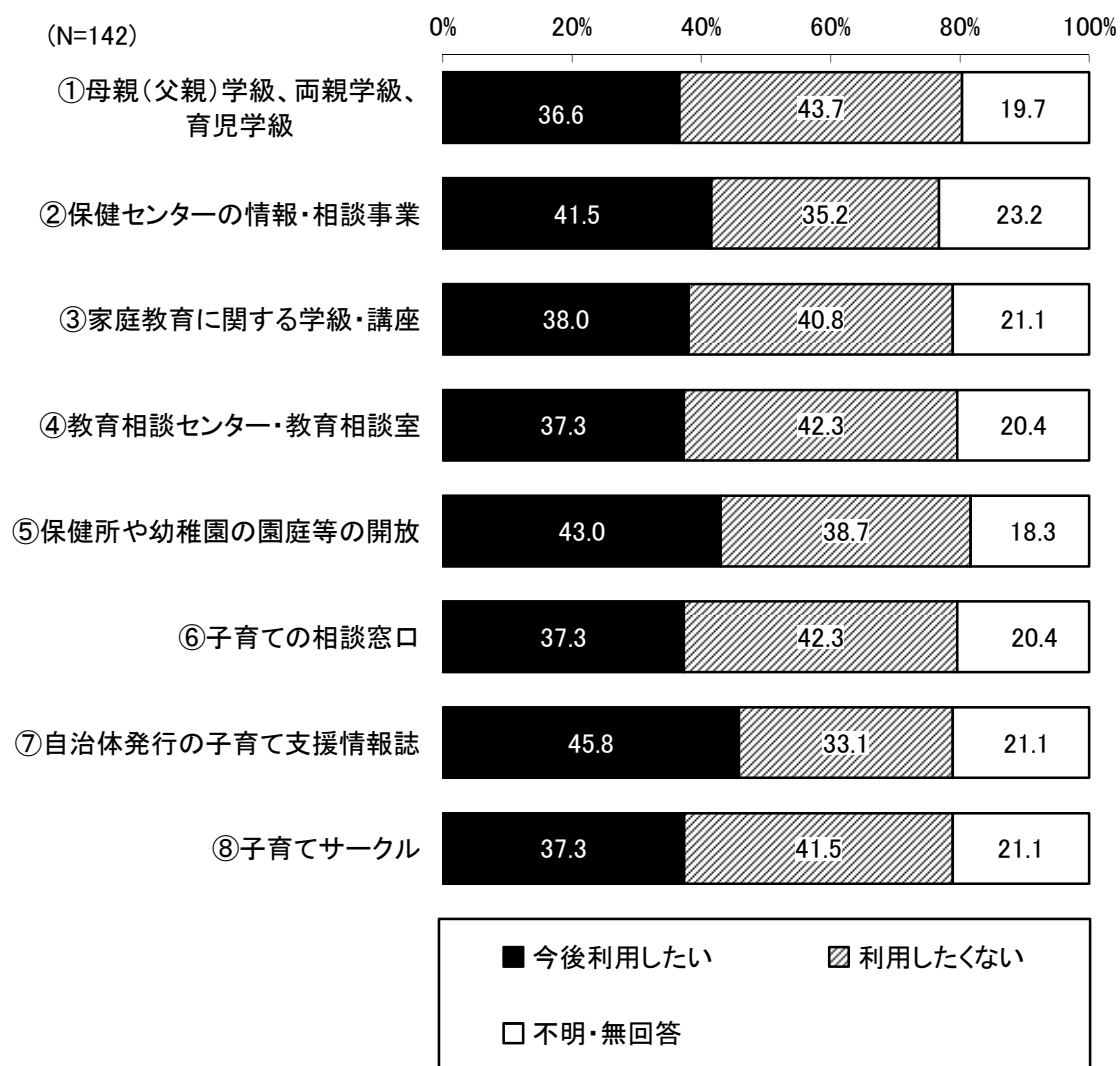
(2) 利用状況

「①母親（父親）学級、両親学級、育児学級」や「⑤保健所や幼稚園の園庭等の開放」「⑧子育てサークル」については「これまで利用したことがある」が5割以上でしたが、「③家庭教育に関する学級・講座」や「④教育相談センター・教育相談室」「⑥子育ての相談窓口」の利用度は1割以下となっています。



(3) 今後の利用意向

これまで認知度や利用度が低いサービスについて、今後の利用意向は3割以上が「今後利用したい」と回答しています。



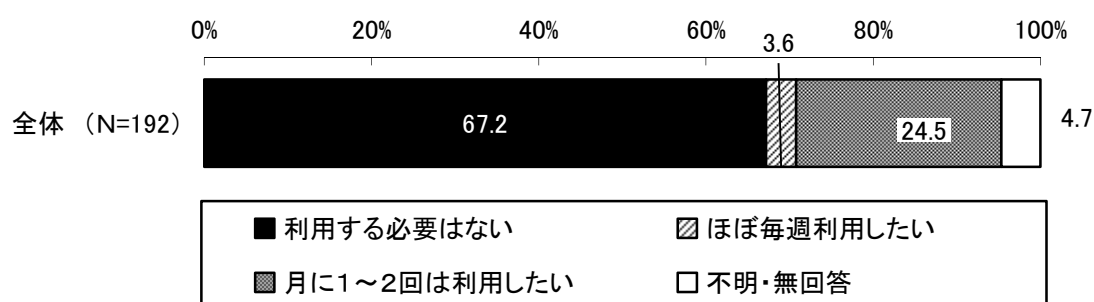
■ 5 土曜日・休日、長期休暇中の教育・保育事業の利用希望

(1) 土曜日と日曜日・祝日の幼稚園や保育所などの利用希望

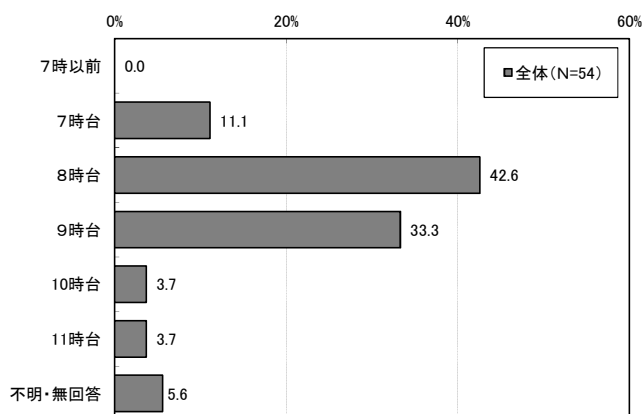
土曜日は「月に1～2回は利用したい」が24.5% 「ほぼ毎週利用したい」が3.6%となっています。

利用したい時間帯は「8時台」から「16時台」までの割合が最も高くなっています。

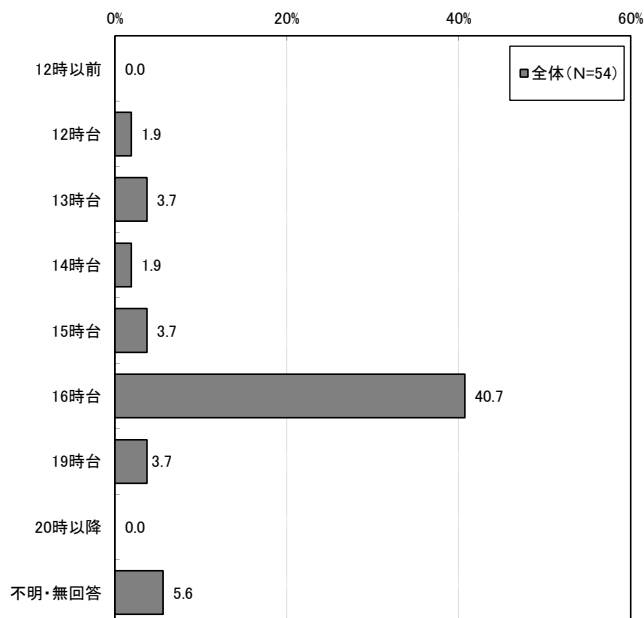
●土曜日の利用意向ならびに頻度



●利用開始時間（何時から）



●利用終わり時間（何時まで）

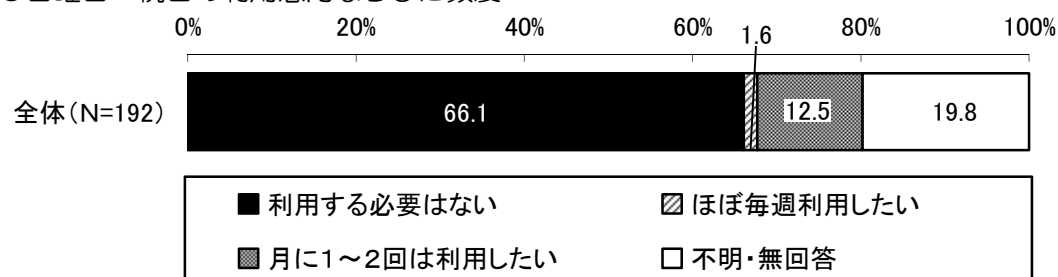


(2) 日曜日・祝日の幼稚園や保育所などの利用希望

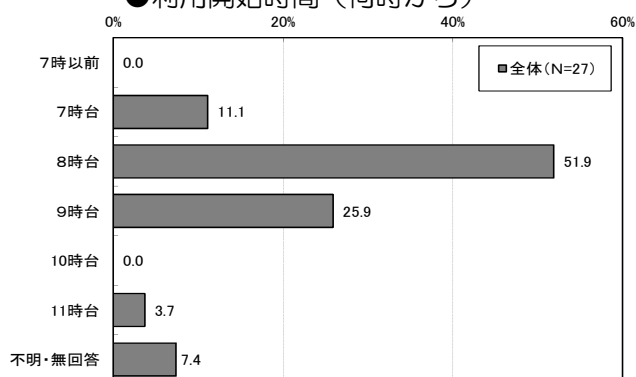
日曜日・祝日は「月に1～2回は利用したい」が12.5% 「ほぼ毎週利用したい」が1.6%となっています。

利用したい時間帯は「8時台」から「16時台」までの割合が最も高くなっています。

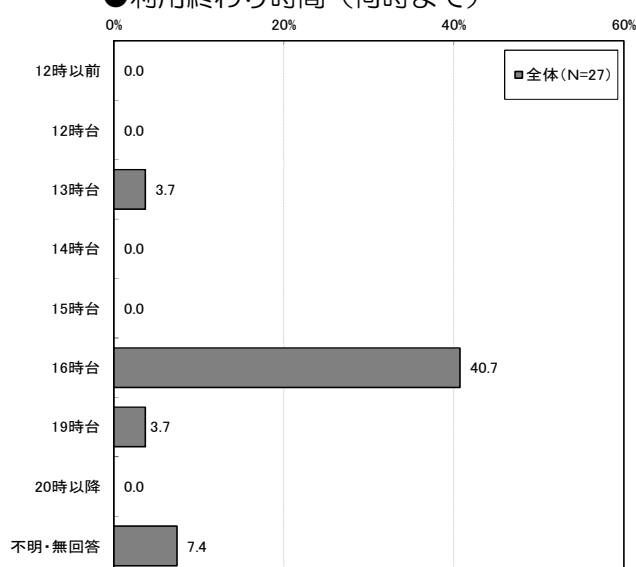
●日曜日・祝日の利用意向ならびに頻度



●利用開始時間（何時から）

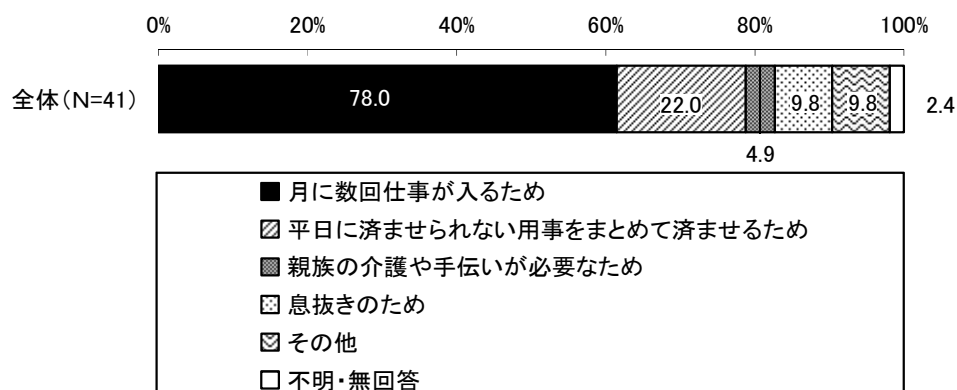


●利用終わり時間（何時まで）



(3) たまに利用したい理由

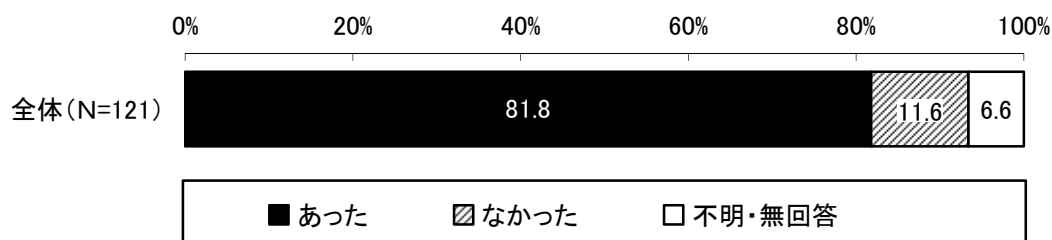
「月に数回仕事が入るため」が78.0%と最も高く、次いで「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が22.0%となっています。



■ 6 病気の際の対応について（幼稚園や保育園を利用する方のみ）

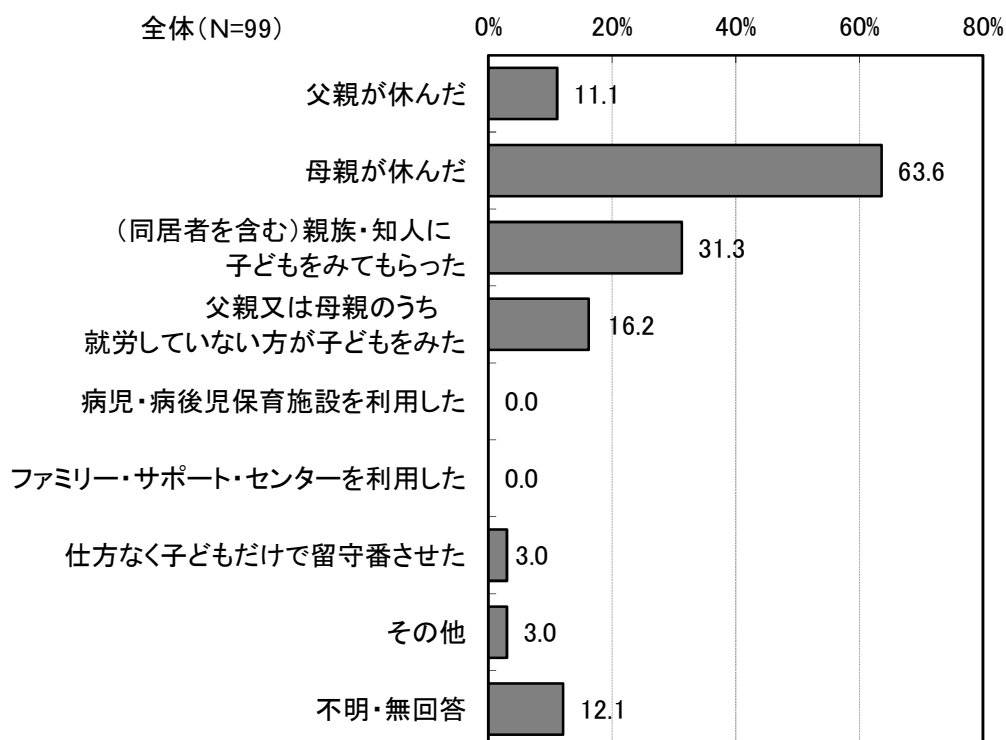
（１）病気や怪我で幼稚園や保育所などを利用できなかったことの有無

「あった」が81.8% 「なかった」が11.6%となっています。



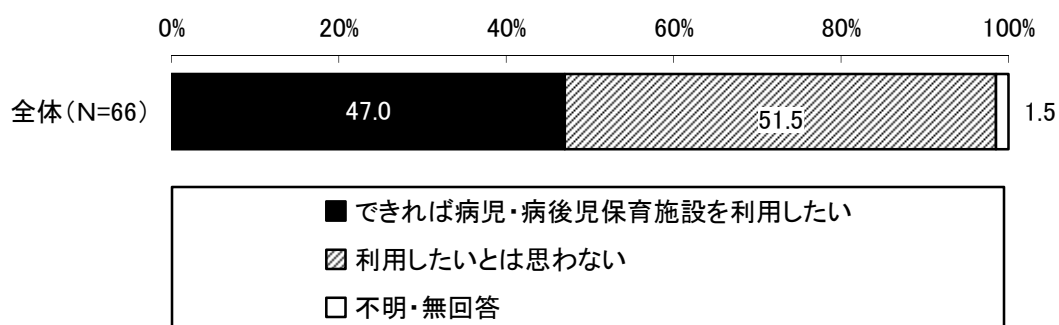
（２）その際の対処方法

「母親が休んだ」が63.6%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が31.3% 「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が16.2%となっています。

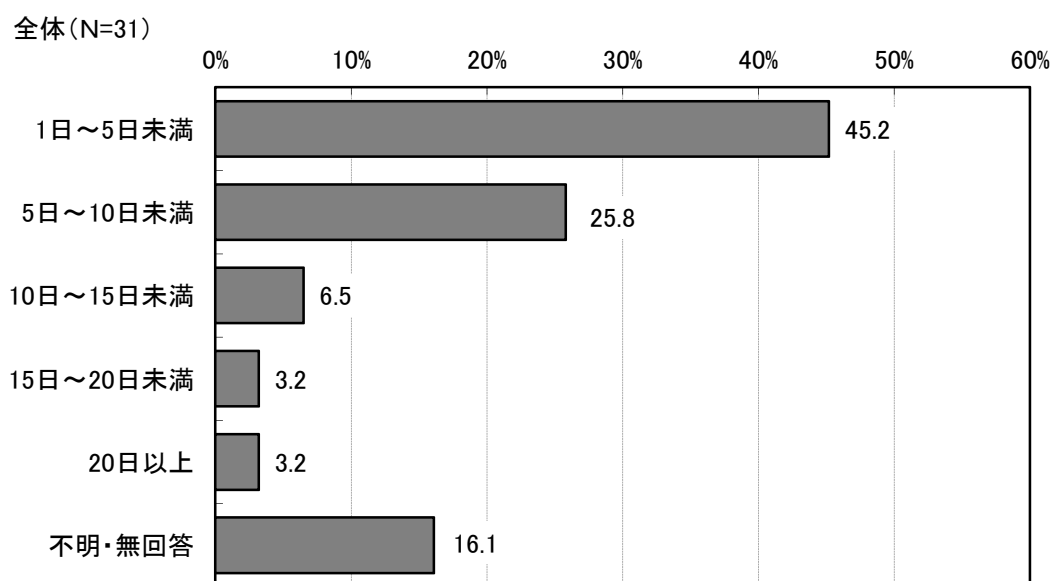


(3) 病児・病後児保育の利用意向

「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」が47.0% 「利用したいとは思わない」が51.5%となっています。病児・病後児保育施設の利用希望日数は年間で「1日～5日未満」が45.2%と最も高くなっています。



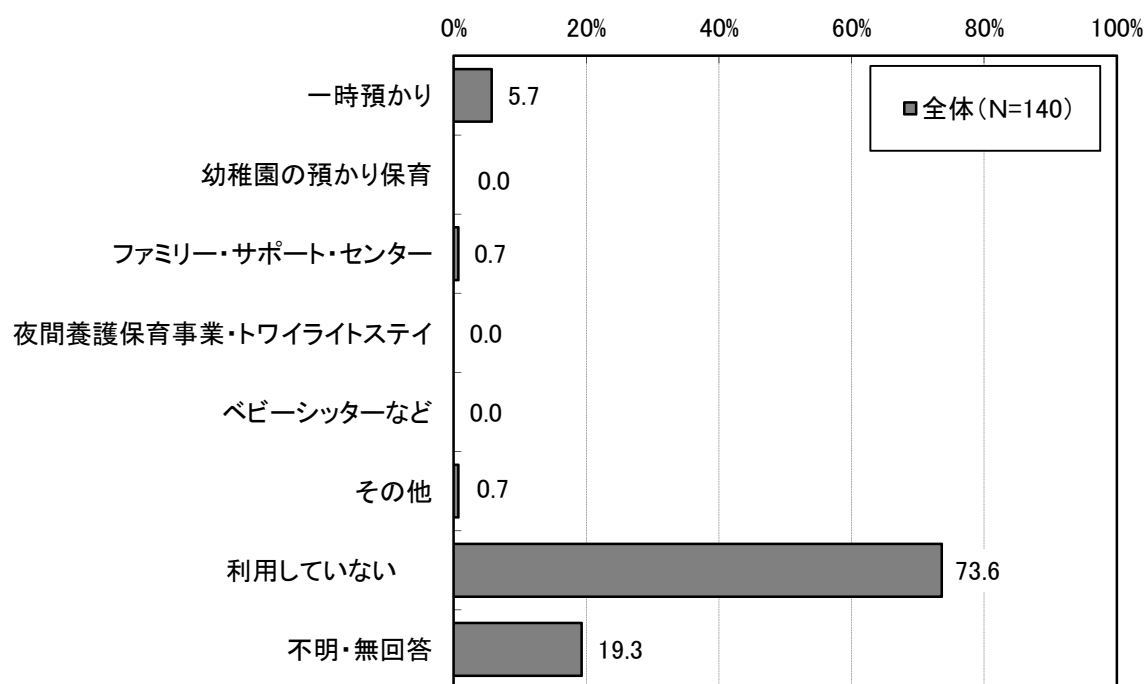
●病児・病後児保育施設を利用したい日数（年間）



■ 7 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりについて

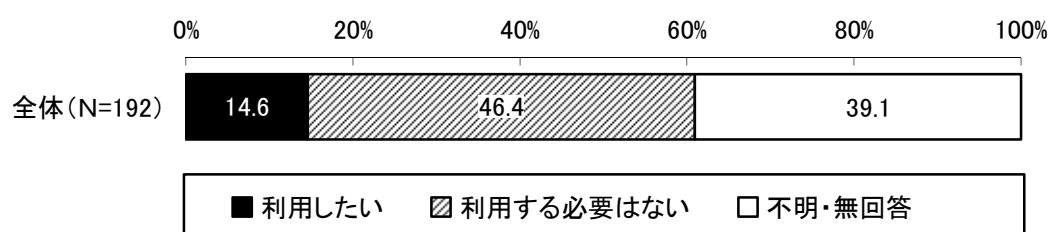
(1) 保護者の用事で一時的に利用したサービス

「利用していない」が73.6%と最も高く、次いで「一時預かり」が5.7%となっています。

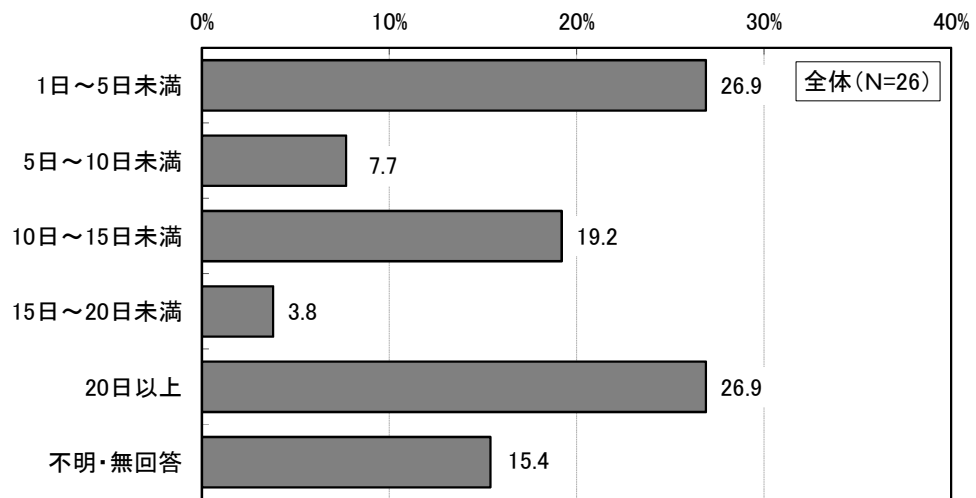


(2) 利用したい日数

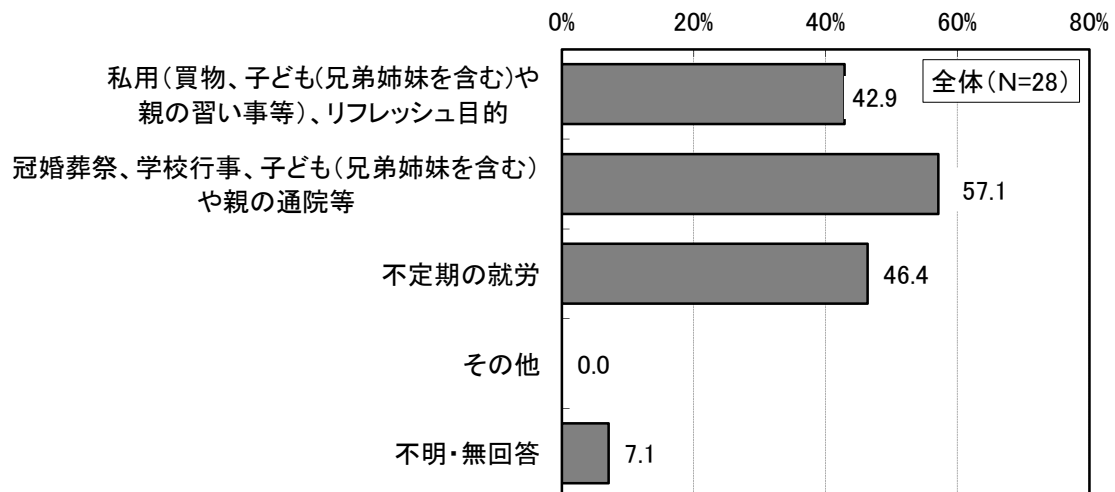
利用したい日数については、「1日～5日未満」「20日以上」が最も高くなっています。目的別にみると「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が57.1%と最も高くなっています。



●利用したい日数の合計



●一時預かりを利用する目的

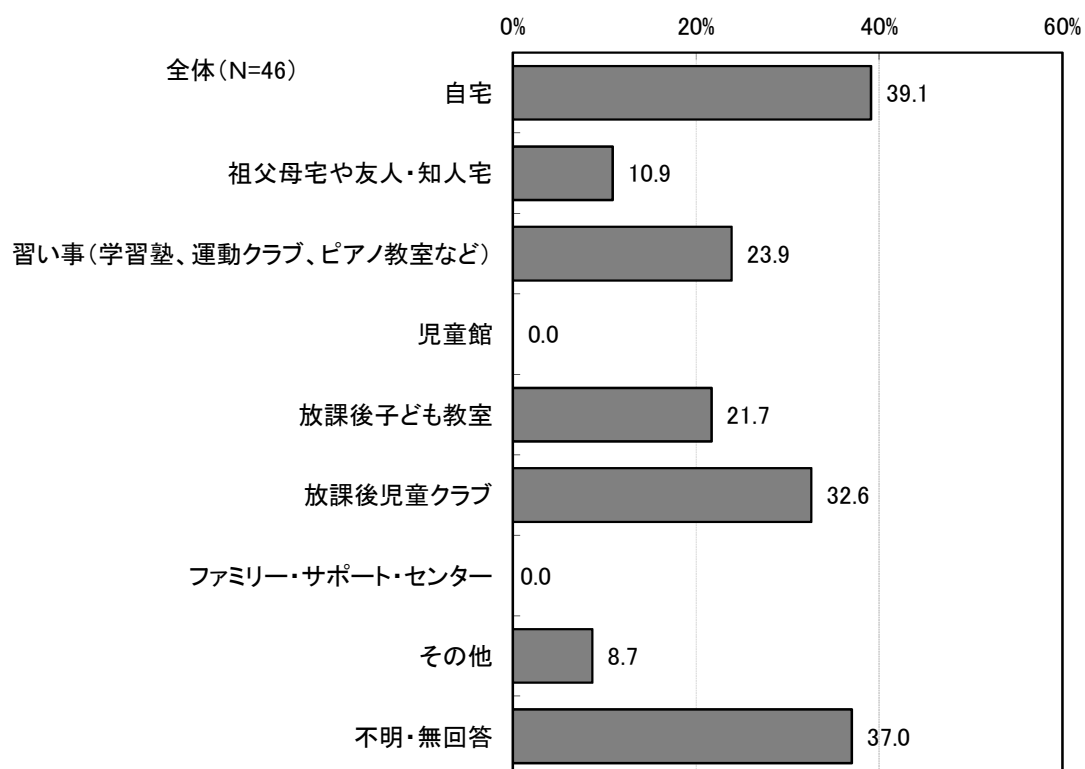


■ 8 小学校入学後の放課後の過ごし方について

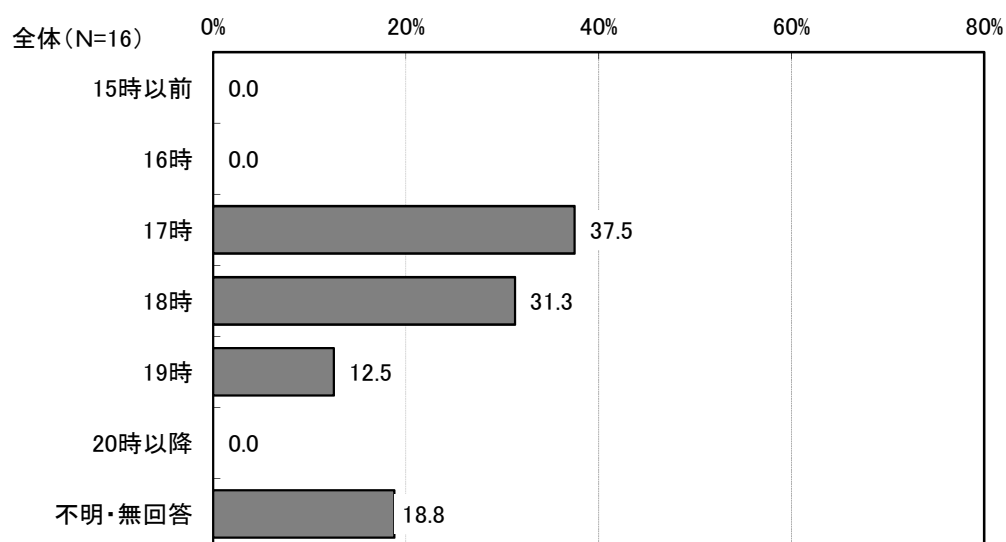
(1) 放課後に過ごさせたい場所（小学校低学年 1～3 年生）

「自宅」が 39.1%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が 32.6%、「習い事」が 23.9%となっています。

「放課後児童クラブ」の利用時間は下校から「17 時」が 37.5%と最も高く、次いで「18 時」が 31.3%となっています。



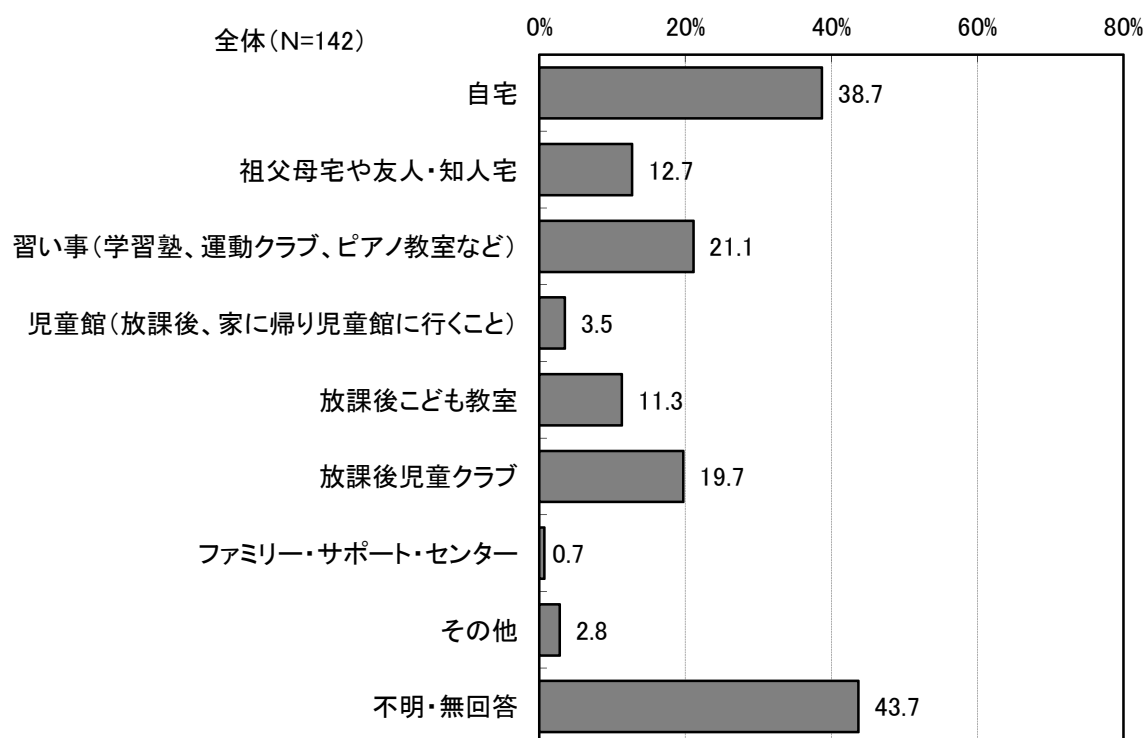
●放課後児童クラブ利用時間（下校時～何時まで利用したいか）



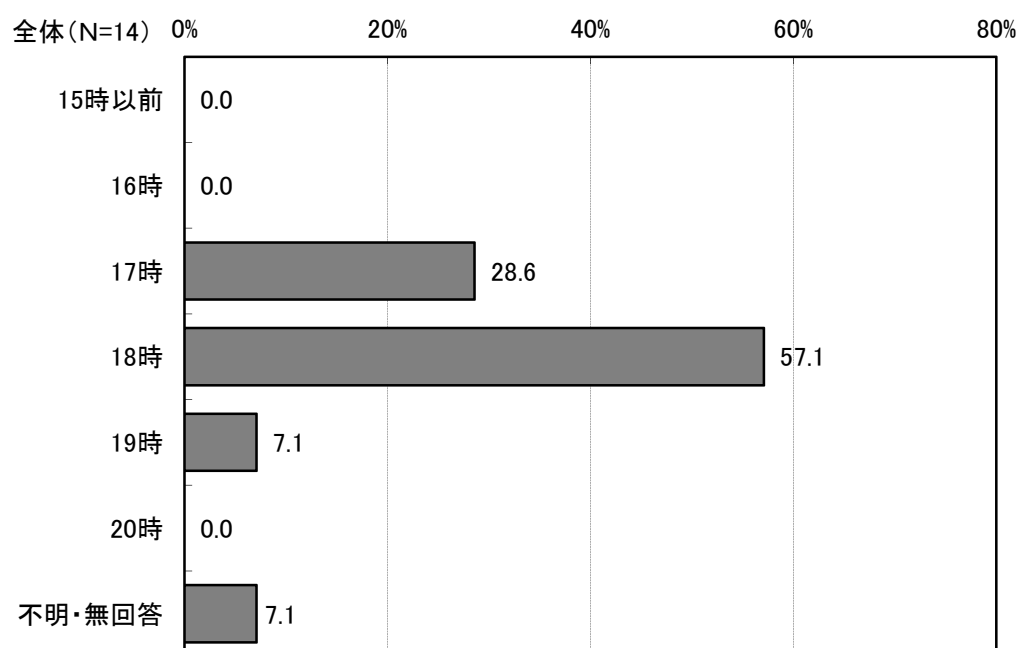
(2) 放課後に過ごさせたい場所（小学校高学年）

「自宅」が38.7%と最も高く、次いで「習い事」が21.1%、「放課後児童クラブ」が19.7%となっています。

「放課後児童クラブ」の利用時間は下校から「18時」が57.1%と最も高く、次いで「17時」が28.6%となっています

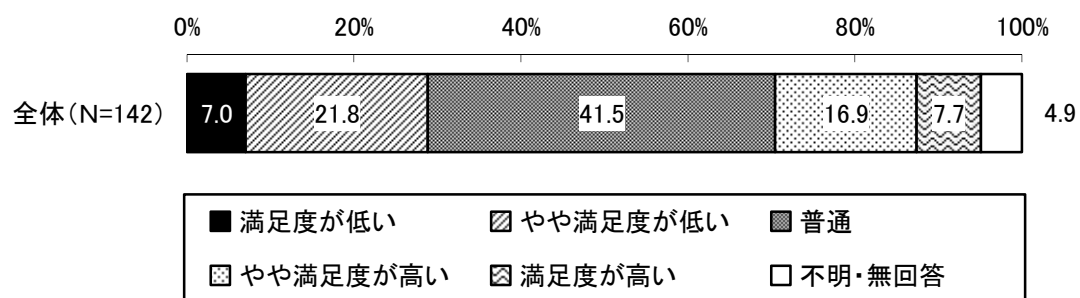


●放課後児童クラブ利用時間（下校時～何時まで利用したいか）



■ 9 お住まいの地域における子育て環境への満足度

「普通」が41.5%と最も高く、次いで「やや満足度が低い」が21.8%、「やや満足度が高い」が16.9%となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の展開

基本理念

視点

基本目標・基本施策

安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

子育てに伴う喜びが実感できて、

安心してゆとりを持った子育てができる町

視点1
子どもの育ち

視点2
親としての育ち

視点3
社会全体で支え
合う

視点4
子育て環境の
充実

1 教育・保育施設等の充実

- 施策1
計画的な教育・保育施設等の整備
- 施策2
教育・保育の一体的な提供の推進
- 施策3
教育・保育の質の向上

2 子育て支援の充実

- 施策4
子ども・子育て支援事業の充実
- 施策5
地域での子育て支援の推進
- 施策6
ワークライフバランスの実現

3 専門的な支援の充実

- 施策7
児童虐待防止対策の充実
- 施策8
ひとり親家庭の自立支援の推進
- 施策9
障がい児支援の充実

2. 基本理念

信濃町第5次長期振興計画、第1章みんなが健康で安心して暮らせるまちづくり第3節の「安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくり」と信濃町次世代育成支援後期行動計画の基本理念に示されている「子育てに伴う喜びが実感でき、安心してゆとりをもった子育てができる町」を基本理念として計画を策定します。

基本理念

安心して子どもを産み、
育てることのできる環境づくり
～ 子育てに伴う喜びが実感できて、
安心してゆとりを持った子育てができる町 ～

3. 基本的な視点

視点1 子どもの育ちの視点

- ◆子育ての第一義的責任を親が有していることから、家庭のなかで家族の愛情を受け、自らも家族の一員としての役割を果たしながら子どもが成長していくことが必要です。その上で教育・保育については、良質かつ適切な内容と水準となるように配慮し、健やかな発達が保障され「児童の権利に関する条約*」の批准国として「子どもの最善の利益」が実現されるよう目指します。
- ◆先天的な要因や環境的な要因によって、発達の遅れや偏りのある子どもが増加傾向にあります。そこで、全ての子どもが、それぞれの個性や発達、成長に応じた適切な支援を早期から受けられることを目指します。

視点2 親としての育ちの視点

- ◆子どもが健やかに育つためには、親の子育て負担の軽減だけでなく、母子支援による子育てに対する不安や孤独感を和らげる取り組みが必要です。また、親の子育て力を高めながら、親が親としての自覚と責任による豊かな愛情にあふれた子育てが次代に継承されるよう目指します。

視点3 社会全体で支え合う視点

- ◆社会のあらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性を理解し、社会全体で取り組むべき課題であることを認識して、家庭、地域、企業、行政が、子育てに関して、それぞれの役割を果たすことが必要です。そこで、地域の実情を踏まえて、子どもの成長にとって、より良い環境づくりのために、子どもの見守りや子育てを支え合うことができる地域の子育て力を高める取り組みを目指します。

視点4 子育て環境の充実の視点

- ◆妊娠・出産期から乳児期の教育・保育に至るまで、子どもの成長に合わせて、子ども・子育て支援の充実を図ることが必要です。そこで、子どもの生命と人権が尊重される環境に配慮しつつ、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を目指します。
- ◆出生数の減少と少子高齢化による人口減少が続いています。そこで、安心して子育てできる環境整備により、合計特殊出生率の向上のみならず、町外の子育て世代の移住、定住促進へとつながる町独自の子ども・子育て支援の充実を目指します。

*児童の権利に関する条約：1989年に国連で採択された国際条約で日本は1990年に批准した。児童を「保護の対象」としてではなく「権利の主体」としている。

4. 基本目標

目標1 教育・保育施設等の充実

- ◆本町では、待機児童ゼロの状態が続いていますが、社会情勢や家族構成の変化や就労形態、価値観の多様化に伴い、保護者ニーズも多様化しており、一人ひとりの教育・保育ニーズが、十分に満たされているとはいえません。特に、1号認定の教育ニーズに対応できる保育・教育施設が町内にないことから、教育と保育の一体的な提供を行える認定こども園の設置について検討を行います。
- ◆乳幼児期から就学後にいたる発達の連続性を踏まえた子どもの成長を支援するためには、子どもの成長に合わせた教育・保育の質の向上を図る必要があります。保育士の研修の充実による質の向上を図りながら、異年齢の交流や地域の人との交流、恵まれた自然環境を活かした体験保育を行うなど保育の質の向上に努めます。また、小学校への就学を円滑にできるよう関係機関の連携を強化し、「保学連携による子育て支援プラン」による一貫して切れ目のない支援体制の整備を推進します。
- ◆園舎の老朽化問題と慢性的な保育士不足のなかで、多様化する保護者ニーズに応えるため、町立保育園のあり方について、今後の出生数を鑑みながら適正規模の検討を行います。

目標2 子育て支援の充実

- ◆共働き家庭において、子どもを保育園から小学校に就学させる際に直面する「小1の壁」の問題があります。保護者アンケートの結果では、放課後に過ごさせたい場所として、低学年では「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」のニーズが54.3ポイントあり、高学年のニーズは31ポイントでした。保護者が安心して働くために、放課後や長期休暇中の児童が安全に過ごせる居場所づくりが求められています。そこで、放課後児童クラブの対象を高学年まで拡充しながら、放課後子ども総合プランによる放課後子ども教室と一体型の放課後児童クラブの運営を図っていきます。
- ◆子どもの数の減少や地域との関わりの希薄化等により、子育て家庭や子どもが、家族以外の人との関わりを持つ機会が減っています。地域住民が子どもや子育て家庭を理解し、地域全体で子どもを支えるためには、保護者や子どもが、地域との多様な関わりや、つながりを持つことが必要になります。そのために家庭、町、学校、保育園、企業等が連携できる環境づくりと、地域の教育力の向上、社会全体で子育て支援に取り組む意識の醸成が必要です。また、事故や犯罪などの被害から子どもを守るために、子どもたちが自分の身を守るための安全教育の啓発や家庭・学校・地域の連携を強化した防犯パトロールを行うなど、地域ぐるみで子どもを見守り、健やかな成長を育む環境づくりに努めます。
- ◆性別に関係なく男女がともに、就労と家庭生活を両立し働きながら楽しく子育てをするためには、子育て環境を整えると同時に、意識改革を含めた

働き方の見直しや、雇用側の理解によるワークライフバランス（仕事と生活の調和）の向上を図っていく必要があります。男女が互いに良きパートナーとして家事・育児を担うことができる環境づくりに取り組むとともに、仕事と子育てが両立できる社会環境の整備を推進します。

目標3 専門的な支援の充実

- ◆児童虐待やいじめ・犯罪など子どもの権利が侵害される行為が全国的に発生しています。すべての子どもが、地域のなかで安心して生活できるよう、関係機関の情報共有と連携できる体制強化に努めます。
- ◆離婚件数の増加等にもともない、ひとり親家庭が増加しています。就労の有無にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感の高まりが懸念されることから、様々な場を通じて、家庭状況と子どもの成長を把握しながら、個々に応じた適切な支援へとつないでいくことに努めます。
- ◆子育てに対する保護者の不安を軽減するために、妊娠・出産期から子どもの成長と発達段階に応じた親子の関わり方について、保護者に対して研修や情報提供を行うよう努めます。
- ◆子どもが健やかに育つことを等しく保障するために、障がいや発達に遅れのある特別な配慮や支援が必要な子どもに対し、医療、保健、福祉、教育等の各分野が連携しながら、一人ひとりの個性や発達に応じた支援ができるよう努めます。併せて早期からの支援と教育相談の充実に努めます。

5. 教育・保育提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、小学校区単位、中学校区単位等、地域の実情やその他の条件を総合的に勘案して、教育・保育提供区域については、信濃町全体を1区域として設定を行います。

第4章 子ども・子育て支援施策の推進方法

1. 教育・保育施設等の充実

施策1 計画的な教育・保育施設等の整備

【施策推進の背景と課題】

- ◆国から提示されている基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めることが求められています。また、設定した「量の見込み」に対応した教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容と実施時期を設定する必要があります。
- ◆1号認定については、平成26年度時点で町内に受け皿となる教育施設がないことから、管外の幼稚園施設等を利用するか、町内保育園での特別利用保育により受け入れるようになります。保護者ニーズに応えるためには、認定こども園の設置を含めた保育園の在り方についての検討が必要になります。
- ◆3号認定については、満3歳未満児における保育需要の高まりを鑑みて、現在の保育の利用状況と希望を踏まえ、需要に対する量の確保を図っていくことが必要になります。しかしながら、慢性的な保育士不足が続くなかで、年々減少傾向にある3歳以上児と利用の増加が見込まれる3歳未満児のニーズに応えるための保育士の確保が必要になります。
- ◆0歳児の子どもは保護者が、保育園への入園時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況が全国的にみられます。現在、当町では待機児童ゼロの状況が続いていますが、年度途中での入園に関して、希望する保育園へ入園できない場合もあるので、希望者が円滑に利用できる体制を確保する必要があります。
- ◆平成24年度に野尻保育園と富士里保育園の耐震補強工事を完了したことで、町立保育園の耐震性の確保がされましたが、依然として園舎の老朽化問題は解消されていないことから、大規模な改修工事が今後必要となります。また、需要の増加が見込まれる満3歳未満児保育に対応した園舎の改修が必要になります。

【施策の展開】

- 1号認定のニーズに応えるため、町内保育施設で特別利用保育によって当面の教育・保育のニーズ確保に努めます。
- 安心して子どもを預けることができる保育園の充実に加えて、未満児保育の受け皿となる家庭的保育や小規模保育事業などの推進に努めます。
- 産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供と相談支援を行いながら、年度途中での利用希望者の状況把握に努めるとともに、年度途中の受け入れが可能となる体制整備の充実について努めます。
- 今後の出生数を鑑みながら、町立保育園の在り方について検討を行います。

■児童数の推移の見込み

【単位：人】

年 齢	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和 2 年
0歳	41	28	30	36	36	31
1歳・2歳	69	81	74	58	66	67
3歳～5歳	160	135	125	118	109	108
6歳～8歳	194	176	159	154	135	127
9歳～11歳	182	179	187	195	176	162

■ 1号認定

1号認定は、保育の必要がない家庭の3歳から5歳児で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合と保護者の就労状況から算出しています。

【単位：人】

	26年度実績 10月1日	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和 2 年度
利用見込み数 (a)	3	33	33	35	35	30	30
確保の内容 (b)	0	0	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	△3	△33	△33	△35	△35	△30	△30

■ 2号認定

2号認定は、共働き家庭もしくは1年以内に共働きの意向のある家庭の3歳から5歳児で、「町内保育園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【単位：人】

	26年度実績 10月1日	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和 2 年度
利用見込み数 (a)	161	117	99	90	83	79	78
確保の内容 (b)	210	210	210	210	210	210	210
過不足 (b-a)	49	93	111	120	127	131	132

■ 3号認定（0歳児）

3号認定（0歳）は、共働き家庭もしくは1年以内に共働きの意向のある家庭の0歳児で、「町内保育園」を利用したい人の割合と実績から算出しています。

【単位：人】

	26年度実績 10月1日	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
利用見込み数 (a)	5	6	7	10	10	10	10
確保の内容 (b)	10	10	10	10	10	10	10
過不足 (b-a)	5	4	3	0	0	0	0

■ 3号認定（1・2歳児）

3号認定（1・2歳）は、共働き家庭もしくは1年以内に共働きの意向のある家庭の1・2歳児で、「町内保育園」を利用したい人の割合と実績から算出しています。

【単位：人】

	26年度実績 10月1日	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
利用見込み数 (a)	48	37	41	40	45	45	48
確保の内容 (b)	60	60	60	60	60	60	60
過不足 (b-a)	12	23	19	20	15	15	12

■ 特別利用保育

本町には、1号認定（保育の必要がない家庭の3歳から5歳児）の保護者ニーズに応える幼稚園や認定こども園がないことから、町立保育園で1号認定の子どもの受け入れをします。ただし確保量は2号認定の範囲内としています。

【単位：人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
必要利用見込み数	33	33	35	35	30	30

■ 育休明け入園予約制度

産休明け、育児休業終了後の職場復帰が決まっている場合、年度途中の入園申請について、4月当初の入園申込と同時に申込みの予約を受け付けることにより、働く母親の育児や職場復帰への不安を解消します。また、年度途中に生まれる子の入園予約も受け付けることで、4月当初に予約分を含む入園児童に応じた保育士を配置します。

■ 保育士資格保有者の活用事業

慢性的な保育士不足を解消するために、ハローワークとの連携を強化するとともに、保育士資格を持つ潜在的な人材に働きかけを行うため、労働条件等を含めた保育士の処遇改善と保育現場就労前の研修や職場体験の機会を設けます。

施策2 教育・保育の一体的な提供の推進

【施策推進の背景と課題】

- ◆幼稚園及び保育園の機能や特長を併せ持ち、保護者の働いている状況に関わらず、教育・保育を一体的に受けられ、また、就労状況が変わった場合でも、通いながれた園を継続して利用できる施設として、認定こども園があります。現在、本町に認定こども園はありませんが、1号認定の保護者ニーズに応えるために、設置の検討が必要になります。
- ◆子どもの成長は、連続性を有するものであることから、保育園から小学校への就学に向けて、一人ひとりの子どもの発達状況を十分に把握した上で、情報をつなぎながら必要な支援を継続していくことが求められています。そこで平成25年度に策定した「保学連携による子育て支援プラン」により、町立保育園と信濃小中学校がより連携しやすくなるよう子育て支援プランを実行に移しながら、教育・保育の一体的提供を推進することで、小学校へのスムーズな就学を図る必要があります。

【施策の展開】

- 保護者ニーズに応えるために、認定こども園の設置について検討を行います。
- 「保学連携による子育て支援プラン」による保育園と小学校の連携強化を含めた子育て支援について引き続き推進を図ります。

■認定こども園

就学前の子どもに関する教育・保育を総合的に提供する機能を備えた認定こども園の設置について、今後の出生数を踏まえた町立保育園の適正な規模と併せて検討を進め、幼保一元化を推進します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
認定こども園数	平成25年度	0 園	(0 園)

■保小連絡会

保育園と信濃小中学校が、相互に連携を図りながら情報の引継ぎをすることにより、就学に向けて円滑な接続を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
各園の開催回数	平成25年度	各園年 2 回	各園年 2 回

施策3 教育・保育施設の質の向上

【施策推進の背景と課題】

- ◆子ども・子育て支援法では、「支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」としています。そこで教育・保育や地域の子育て支援の拡充のみならず、質の向上を進めていく必要があります。
- ◆質の高い教育・保育を提供するためには、保育園と信濃小中学校との連携による取り組みの推進や、保育士に対する研修の充実等による資質の向上、処遇の改善を始めとする労働環境への配慮により、保育の質の高さを担保していく必要があります。
- ◆特別な配慮と支援が必要な子どもが、円滑に保育園を利用できるように、保育士の障がいに対する知識を深めながら、受け入れ体制の強化を行う必要があります。

【施策の展開】

- 子どもの年齢に応じて、きめ細かな職員配置の改善に努めます。
- 不足している保育士及び保育従事者の確保を図るため、一度職場を離れた有資格者の活用等を促進します。
- 障がい児など特別な配慮と支援が必要な子どもが安全に安心して保育園を利用できるよう、保育士加配の改善に努めます。
- 保育士の障がいに対する正しい知識の習得や理解促進を図り、専門的な対応が可能となるよう体制の強化を図り、障がいのある子どもが、集団生活のなかで健やかに成長できるよう努めます。

■障がい児保育

研修等を通じて、障がいに対する保育士の理解を深めるとともに、加配等を図りながら、医療ケアの必要な子どもの受け入れについても体制の整備を充実させます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施保育園数	平成25年度	全園	全園

■心理相談事業

臨床心理士等の専門家による保育園訪問により、発達について専門的な支援が必要な子どもに対する支援方法の助言を行うことで保育園の支援体制を整えます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
訪問保育園数 心理相談回数	平成25年度	全園 各園年2回	全園 各園年2回

■保小連絡会【再掲】

保育園と信濃小中学校が相互に連携を取りながら協力することにより、就学に向けた保育の質の向上を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施保育園数 実施回数	平成25年度	全園 各園年2回	全園 各園年2回以上

■保育士研修会

4園合同での勉強会により保育士の資質の向上に努めます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
開催回数	平成25年度	10回	10回

■保育の質の向上のための研修事業

専門知識の向上と質の高い人材を確保するための研修会への参加により、保育士の質の向上を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
研修参加人数	平成25年度	2人	3人

2. 子育て支援の充実

施策4 子ども・子育て支援事業の充実

【施策推進の背景と課題】

- ◆子ども・子育て支援法で定められた基本指針では、地域子ども・子育て支援事業について、市町村は子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や今後の利用希望の把握・分析を行い、量の見込みを定めるとともに需要に対応した提供体制の確保と実施時期を定めることとしています。本町においても、ニーズ調査等の結果を踏まえ、適切に量を見込むとともに、地域の実情に応じた提供体制の確保を図り、その上で第3子以降の保育料軽減や福祉医療給付など、各種経済支援の充実を図る必要があります。
- ◆平成28年度から予定されている地方版総合戦略に基づく定住促進事業による人口増政策へとつながる子育て支援の充実を図る必要があります。
- ◆妊娠・出産期からの子育て支援を切れ目なく行うためには、教育・保育施設等の充実と併せて、就園前の子どもを持つ家庭への支援や養育支援が必要な家庭等に対するきめ細かな支援を継続して行うなど、安心して子育てができる環境整備の必要があります。

【施策の展開】

- 信濃町版放課後子ども総合プランとして、①平成27年度から放課後子ども教室と一体型による放課後児童クラブを地域交流施設に開設します。②週2回地域交流施設で行われる放課後子ども教室へ放課後児童クラブの児童が参加をして活動を行います。また、放課後児童クラブの支援員が放課後子ども教室の地域講師と協力して運営を行います。③平成27年度から放課後児童クラブの開設時間を保育園の開園時間と同じ午後7時まで延長することで「小1の壁」の解消に努めます。
- 全ての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や身近なところで子育て相談が受けられる「地域子育て支援拠点」など、地域の様々な子育て支援の確保・充実を図ります。
- ファミリー・サポート・センター事業について、平成22年度の2件の利用実績以降の利用がありませんので、依頼会員と提供会員をあらためて募集を行いながら、保護者間の相互援助活動による子育て支援の確保・充実を図ります。
- 安心して子どもを産み育てられる環境として、妊娠出産から子どもが自立するまでの子どもの成長に合わせた子育て支援に取り組む必要があります。そこで「鉄道通学運賃補助事業」や「奨学金貸付事業」による義務教育卒業後の支援の充実を図ります。

■おやこ教室（ちーちーぱっぱ）

未就園児を対象に集団での遊びの体験や保護者の育児不安を軽減するための教室です。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施回数	平成25年度	17回	20回

■ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、一時的・臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とします。

【単位：人】

会員数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
依頼会員	0	0	10	15	15	15
提供会員	0	0	3	5	5	5
合計	0	0	13	20	20	20

【単位：人日／年】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
必要利用見込み数	0	0	10	20	30	30

■一時預かり事業

2号認定または3号認定以外の保護者が、一時的な就労や出産、冠婚葬祭等により保育が必要な場合に、週3回、最長15日連続を限度に保育園で一時預かりをします。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施か所数	平成25年度	1か所	1か所

【単位：人日／年】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
必要利用見込み数	66	34	50	50	50	50
確保の内容	66	34	50	50	50	50
過不足	0	0	0	0	0	0

■延長保育

平成27年度から更なる保育の充実のために、これまで18時45分までだった保育時間を19時まで延長をして、働く保護者の子育て支援に引き続き取り組みます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施か所数	平成25年度	全園	全園

【単位：人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
必要利用見込み数	44	48	50	50	50	96
確保の内容	44	48	50	50	50	96
過不足	0	0	0	0	0	0

■利用者支援事業

子育て支援サービス等に関する情報提供や相談及び助言を行う窓口として、特定型（主に行政機関の窓口等を活用）による利用者支援事業として、子育て支援ルーム「なかよし」事業と連携しながら、確保方法を検討していきます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
窓口数	平成25年度	0 か所	1 か所

■地域子育て支援拠点事業（木育ルーム「なかよし」）

子育て中の親子の交流・育児相談が行える子育て支援ルームを総合体育館の一室に開設しています。利用者支援事業と連携した効率的な運営について、開設場所を含めて検討をしながら、利便性の向上と周知により利用者数の確保を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施か所数	平成25年度	1 か所	1 か所

【単位：人日／年】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
必要利用見込み数	2,599	3,600	3,500	3,500	3,500	3,300
確保の内容	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
過不足	1,401	400	500	500	500	700

■放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ）

保護者の就労等により、放課後等の保育を必要とする児童の健全育成を図るため、1年生から3年生を対象に受け入れをしています。保護者ニーズを踏まえて、平成27年度から放課後子ども教室と一体的な活動を行う高学年の放課後児童クラブを新たに開設します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施か所数	平成25年度	1 か所	2 か所

【単位：人】

低学年登録者数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
必要利用見込み数	76	87	80	80	80	80
確保の内容	80	80	80	80	80	80
過不足	4	△7	0	0	0	0
高学年登録者数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
必要利用見込み数	16	28	30	30	30	30
確保の内容	60	60	60	60	60	60
過不足	44	32	30	30	30	30

■病児・病後児童保育事業

病気や病気回復期の子どもが、保護者の就労等の理由により保育できなくなった時に病院又は、保育園内に付設されたスペースで、看護師等の医療の専門家が保育を行います。ニーズ調査の結果47%の保護者が利用したいと回答していますが、現在、当町では実施されていませんので、信越病院への協力要請や委託など方法を検討します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施か所数	平成25年度	0 か所	0 か所

■新生児訪問

生後1か月までの新生児のいる全ての家庭を保健師が訪問をして、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行います。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 見込み値
訪問新生児数	平成25年度	30人	30人

【単位：人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
必要利用見込み数	35	35	38	38	36	30
確保の内容	40	40	40	40	40	40
過不足	5	5	2	2	4	10

■養育支援訪問

新生児全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等やその保護者や妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導、助言を行いながら、要支援者の負担の軽減を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
要支援家庭に対する支援実施率	平成25年度	100%	100%

■妊婦一般健診助成制度

安心して妊娠、出産ができるように、妊婦健診14回分、追加検査5回分、超音波健診4回分、産婦健診2回分の受診費用を無料で受けられるよう助成をします。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
助成対象人数	平成25年度	50人	30人

■よろず相談

乳幼児の身長体重測定等を行いながら、保健師、栄養士、保育士が育児に関する相談を受けます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施回数	平成25年度	12回	12回

■すくすく相談会

保健師、助産師、保育士による生後2か月の乳児を対象にした発育測定・個別相談を行います。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施回数	平成25年度	30人	26人

■信濃町子育て支援資金融資事業

子育て支援を目的とした融資制度で、金融機関の適用金利から0.02%を引き下げた金利で融資が受けられます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
融資人数	平成25年度	5人	10人

■すくすく子育て支援事業

平成27年度から子育て支援事業の一環として、保護者に対し経済的負担の軽減を目的に育児用品等の購入費用に対する助成金として、子ども一人につき30,000円を支給します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
支給人数	平成25年度	—	31人

■第3子以降保育料減免事業

平成27年度から町内に住所を有する満18歳未満の児童が3人以上いる世帯の場合、第3子以降の子ども一人につき、月額保育料から6,000円を上限に軽減します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
第3子以降の保育料軽減	平成25年度	未実施	実施

■信濃小中学校学級費無償化

平成27年度から信濃小中学校の学級費を無償化し、保護者負担の軽減に努めます。

■鉄道通学運賃補助事業

平成27年度から北しなの線開業にともなって引き上げとなる鉄道運賃の負担軽減として、鉄道を利用する高校生の通学定期運賃の20%を補助します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
対象人数	平成25年度	—	150人

■奨学資金貸付事業

平成27年度から向上心を有し大学等へ就学を希望する者に対して、1人月額50,000円を無利子で貸し付けをします。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
貸付人数	平成25年度	—	7人

施策5 地域での子育て支援の推進

【施策推進の背景と課題】

- ◆少子化による子どもの数の減少とともに、兄弟姉妹の数も減少しています。地域において異年齢の子どもを含めた多様な体験・交流活動機会の充実が求められています。
- ◆保護者が家庭の中だけで子育てをするのではなく、地域の人たちとつながりを持ちながら、地域社会全体での子育て支援に取り組む意識の醸成へとつなげることが重要です。
- ◆子育て家庭が地域の子育て支援活動に参加できるよう、子育てサークル同士の交流会を実施し、親同士がいつでも交流できる子育て支援ルーム「なかよし」の活動内容を充実させる必要があります。
- ◆就学時の児童について、留守家庭の増加から放課後の児童が安心して過ごせる居場所づくりが課題となっています。国においても、平成26年7月に放課後子ども総合プランを策定し、全ての児童が放課後等を安全に安心して過ごし、多様な体験・活動ができる場所の計画的な整備を目指しています。そこで信濃町版放課後子ども総合プランとして、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な取り組みを実施していくことが必要となります。

【施策の展開】

- 子育て支援ルーム「なかよし」と地域の子育てグループが連携しながら、子育て中の親子同士の交流機会を増やすとともに、自主的なサークル活性化を支援します。
- 子育て家庭の地域活動への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。
- 子どもが安心して過ごせる場所として、留守家庭児童に加え、希望児童も対象とする放課後子ども教室と一体的な取り組みによる放課後児童クラブの運営と充実を図ります。

■保育園地域活動事業

高齢者との交流や、小学生や未就園児との交流などを通じて、地域に開かれた保育園活動と恵まれた自然環境を活かした園外活動を充実させることで、地域全体で子育てに関わることへの意識の高揚と気運の醸成を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施か所数	平成25年度	全園	全園

■地域子育て拠点事業（木育ルーム「なかよし」）【再掲】

子育て中の親子同士の交流の機会を増やししながら、自主的な子育てサークルの活動子育て支援ルームで支援します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施か所数	平成25年度	1 か所	1 か所

■子育てサークル支援事業

地域で活動している子育てサークルへ情報提供を行うとともに、交流の場の提供を図ることで、子育て中の親子同士のネットワークが広がるよう支援します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
子育てサークル数	平成25年度	4サークル	4サークル

■ながの子育て家庭優待パスポート事業

18歳までの子どもがいる世帯に対して、長野県内全ての協賛店から、協賛店舗ごとに定められた子育て支援サービスが受けられるパスポートカードを配付します。また、町内の協賛店を掲載したチラシを配布します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
町内協賛店舗数	平成25年度	12店舗	20店舗

■放課後子ども総合プラン（放課後子ども教室）

子どもたちの興味関心の幅を広げながら社会力の向上と地域の子育て力を高める取り組みとして、地域の人が講師になって、高学年を対象にした放課後子ども教室を行います。また放課後子ども総合プランによる児童クラブと一体的な運営をします。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施回数	平成25年度	—	週1回

■防犯パトロール（有害環境チェック活動）

子どもたちの非行防止と防犯活動として地域のパトロールを実施することで、地域全体で子育てに取り組む機運の醸成につなげます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施回数	平成25年度	年2回	年2回

■信濃町青少年育成町民会議

地区子ども会育成会への活動費の助成をしながら、地域の子育ての支援と次代を担う青少年の健全育成に取り組みます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
助成地区数	平成25年度	13地区	13地区

■しなの学校応援団

信濃小中学校の学習・行事への支援、安心・安全への支援、環境整備への支援の登録をいただき、地域の子どもを地域の方が学校と一緒に育てていきます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
登録数	平成25年度	13人	100人

施策6 ワークライフバランスの実現

【施策推進の背景と課題】

- ◆共働き家庭が増加しているなかで、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であることを理由に、出産を機に退職する女性も少なくありません。一方で、子育て期にある30代、40代の男性で長時間労働を行う人の割合は依然として高く、子育てへの参画に対する意識や意欲の高まりに対し、実現できていない現状がうかがえます。また、ワークライフバランスの実現に向け、生活時間の充実と男女が協力して子育てすることの推進に取り組んできましたが、厳しい経済状況等を背景に成果が上がらない状況となっています。子どもの最善の利益を第一義とした上で、仕事と子育ての両立のための基盤整備をこれまで以上に図っていく必要があります。
- ◆延長保育や一時預かりなど、保護者の就労形態に応じた多様な保育の実施に向けた保育の充実が求められます。
- ◆小学校就学後も安全・安心な放課後の居場所の確保と就労形態によらず、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についても整備を進めていく必要があります。

【施策の展開】

- 仕事と生活の調和の実現に向け、事業主や保護者、地域住民に対し、子育て支援や働き方の見直しへの意識啓発を図ります。
- 事業者に対し、各種法令・制度の遵守、活用に向けた広報・啓発を行います。
- 仕事と生活の調和の実現に向けた事業所の積極的な取り組みに対し、支援・評価する仕組みづくりを推進します。
- 仕事と子育ての両立のため、潜在的なニーズを含めた保育及び放課後子ども総合プランの充実を図ります。
- 多様な働き方に対応するきめ細やかな子育て支援の展開を図ります。

■ワークライフバランスへの意識啓発

県やその他団体と連携しながら、事業所に対して研修会等の情報提供を行うなど意識啓発に努めます。

■子育てガイドブック配付

信濃町子ども・子育て支援事業計画の概要版を兼ねて「信濃町子育てガイドブック」を作成し、町で取り組む子育て支援の情報提供に努めます。

■延長保育【再掲】

これまで11時間開所を超える18時45分まで延長保育を実施していることから、平成27年度からは更なる充実のために19時まで時間を延長して、働く保護者の子育て支援に引き続き取り組みます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施か所数	平成25年度	全園	全園

■病児・病後児童保育事業【再掲】

病気や病後回復期の子どもが、保護者の就労等の理由により保育できない際、病院又は、保育園内に付設されたスペースで、看護師等の医療の専門家により保育を行います。ニーズ調査の結果47%の保護者が利用したいと回答していますが、現在、当町では実施されていませんので、信濃町立信越病院への協力要請や委託など方法を検討します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施か所数	平成25年度	0 か所	1 か所

■一時預かり事業【再掲】

2号認定または3号認定以外の保護者が、一時的な就労や出産、冠婚葬祭等により保育が必要な場合に、週3回、最長15日連続を限度に保育園で一時預かりをします。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施か所数	平成25年度	1 か所	1 か所

■放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ）【再掲】

保護者の就労等により、放課後等の保育を必要とする児童の健全育成を図るため、1年生から3年生を対象に受け入れをしています。保護者ニーズを踏まえて、平成27年度から放課後子ども教室と一体的な活動を行う高学年の放課後児童クラブを開設します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施か所数	平成25年度	1 か所	2 か所

3. 専門的な支援の充実

施策7 児童虐待防止対策の充実

【施策推進の背景と課題】

- ◆全国的に児童虐待が増加している背景には、少子高齢化の急速な進展と両親と子どもだけの核家族の増加があります。また、離婚率の上昇と再婚による連れ子と新しい配偶者の親子関係の成立の難しさがあります。核家族化の急速な流れのなかで、祖父母の指導や援助が受けられないために、子どもの心身の発達に応じた接し方や育児の方法が分からず、更に育児について相談できる人たちもいないという厳しい状況に若い親たちが置かれやすい社会環境になっていることが、児童虐待の問題とも密接に関係していると考えられます。
- ◆児童虐待の防止に向け、関係機関による要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、関係機関が連携を強化して、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し対応へと繋げていくことが重要です。また、専門性を有する場合の対応として、遅延なく児童相談所の対応を求めるほか、社会的養護施設との連携や協力体制の強化を図る必要があります。
- ◆地域の子育て支援を活用しながら、虐待防止に努めるとともに、子どもの発達や成長にあわせて定期的に保護者への子育て不安を解消するための講演会や研修会を開催する必要があります。

【施策の展開】

- 住民福祉課をはじめ、庁内関係各課との連携強化を図ります。また、要保護児童対策協議会を効果的な関係機関による組織体制へと拡充し充実を図ります。
- 児童虐待相談対応での対応を迅速かつ適切につなぐため、児童相談所をはじめ、各関係機関と連携を密にし、情報共有を図るとともに、各種研修会等への参加により職員の資質向上を図ります。
- 虐待の発生予防に向け、各種検診等の母子保健事業や医療機関、民生委員・児童委員等との連携、乳児家庭への訪問活動を通じて、妊娠、出産及び育児期の支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に必要な家庭に対する支援につなげます。
- 児童虐待防止法の趣旨や通報義務等について周知を図り、地域における見守りや声掛けの促進と通報による早期発見・早期対応につなげます。

■信濃町要保護児童対策地域協議会

組織体制を充実させ、県中央児童相談所、信越病院小児科、警察等の関係機関による連携・情報共有を推進することで、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実務担当者会議開催回数	平成25年度	1回	2回

■児童虐待防止法の周知

児童虐待の防止と疑いがある場合の通報についての啓発を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
啓発月間	平成25年度	1 か月間	1 か月間

■ハローベビークラス（マタニティーセミナー）

妊娠中の夫婦を対象に妊娠期間を健やかに過ごせるように、保健師、助産師、栄養士によるセミナーを行います。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 見込み値
参加人数	平成25年度	35人	31人

■新生児訪問【再掲】

生後1か月までの新生児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行いながら支援を必要としている家庭の把握に努めます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 見込み値
訪問新生児数	平成25年度	30人	31人

■養育支援訪問事業 【再掲】

新生児全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等やその保護者や妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導、助言を行いながら、要支援者の負担を軽減し児童虐待の防止を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
要支援家庭に対する支援実施率	平成25年度	100%	100%

施策8 ひとり親家庭の自立支援の推進

【施策推進の背景と課題】

- ◆全国的に増加傾向にある離婚件数、離婚率が平成15年以降減少傾向に転じているものの、依然として厳しい社会状況等を背景に、ひとり親家庭は就労において特に困難な状況におかれており、ひとり親家庭が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう支援を図る必要があります。

【施策の展開】

- ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活し、働くことができるよう、保育施設や子育て支援事業の利用促進を図るとともに、生活支援の充実を図ります。
- ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給や各種助成・給付制度等についての周知を図ります。

■母子家庭等児童福祉年金支給事業

母子・父子家庭に対して、18歳までの児童一人に年1回10,000円を支給します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
支給対象児童数	平成25年度	118人	全員

■母子家庭等児童福祉手当支給事業

母子・父子家庭に対して、小学校就学前の児童一人に月3,000円を支給します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
支給対象児童数	平成25年度	26人	全員

■児童扶養手当支給事業

18歳までの児童を扶養しているひとり親等に児童扶養手当を支給します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
支給対象児童数	平成25年度	51人	全員

■母子家庭等高等学校通学費補助支給事業

通学定期を購入して鉄道及び路線バスで高等学校等へ通学している児童がいるひとり親家庭で児童扶養手当の全部支給を受ける家庭に対して定期代の半額を支給します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
補助対象者数	平成25年度	5人	全員

■要保護及び準要保護就学援助費支給事業

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に対して給食費等の費用を援助します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
支給対象者	平成25年度	48人	全員

施策9 障がい児支援の充実

【施策推進の背景と課題】

- ◆障がい等により、特別な配慮と支援を必要とする子どもの育ちには、医療、保健、福祉、教育の各分野が連携して、子どもの成長と発達に応じた支援が求められます。また母子保健事業による障がいの発見により、早期から療育へとつないでいくことが求められます。
- ◆平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障がいを理由に正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限や条件を付けたりする差別行為の解消と障がい者から配慮を求める意思表示があった場合は、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行うことが求められます。
- ◆障がいのある子どもを含む全ての子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を通常の学級において行うインクルーシブ教育の推進と保護者との合意形成による就学先の決定を行える就学相談の体制整備が求められています。

【施策の展開】

- これまで保健・福祉・医療・教育の各分野が独自に行ってきた事業について、子どもの成長とともに移行する事業を各分野が意識する縦のつながりと各分野が連携強化する横のつながりにより、乳幼児期から就労まで系統立てた一貫した支援となるよう「信濃町支援スタイル（3S）」の理念による取り組みに努めます。
- 年齢や障がいの状況にあったきめ細かな相談指導や保護者への情報提供を行い、専門的な医療・療育の提供が行える体制整備に努めます。
- 障がい児支援として、放課後等デイサービスでは、放課後や休日に生活能力向上のための訓練や社会交流の促進などの訓練を行います。また、障がい児相談支援では、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントを行うなど細やかな支援を行います。
- 「保学連携による子育て支援プラン」により、保育園と学校の連携強化を図りながら、切れ目のない支援と情報の引継ぎを行います。
- 障がいの有無に関わらず、障がいに対する理解を深めるための研修会の開催や広報等による啓発活動に取り組みます。また、多様性の尊重についての理解を深めることで、全ての人が生活しやすい社会環境になるよう努めます。
- 障がいのある子どもの保護者が、障がいを受容するまでの気持ちの段階（「ショック期」「否定期」「混乱期」「努力期」「受容期」）に応じた適切な相談支援を行います。また、保護者の気持ちに寄り添いながら、適切な就学に向けて合意形成できる体制作りに努めます。
- 特別支援教育コーディネーターによる信濃小中学校の特別支援教育の充実と信濃町相談支援関係者連絡会による関係機関の連携強化に努めます。また、町の関係機関のみならず長野養護学校やNPO法人による外部機関との連携により、障がい特性に応じたきめ細かな特別支援教育の充実に努めます。
- 学習障がいや注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等について、関係職員の理解を深め、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばすことができる適切な支援に努めます。

■乳幼児健診

医師、保健師、栄養士、歯科医師による乳幼児期の子どもの総合的な健診を実施し、発育状況の確認及び疾病・障がい等の早期発見及び保護者の育児不安等を軽減します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
4か月乳児健診 受診率	平成25年度	97%	100%
7か月乳児健診 受診率	平成25年度	97%	100%
10か月乳児健診 受診率	平成25年度	97%	100%
1歳半幼児健診 受診率	平成25年度	100%	100%
3歳幼児健診 受診率	平成25年度	98%	100%

■新生児訪問【再掲】

生後1か月までの新生児のいる全ての家庭を保健師が訪問をして、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行いながら支援の必要な子どもの早期発見に努めます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 見込み値
訪問新生児数	平成25年度	30人	31人

■すくすく相談会【再掲】

保健師、助産師、保育士による生後2か月の乳児を対象にした発育測定・個別相談を行いながら支援の必要な子どもの早期発見に努めます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施回数	平成25年度	30人	26人

■すこやか教育相談

保育園保護者の子育ての悩みや小学校への就学に向けての不安について、特別支援教育の専門相談員による相談を行い、保護者の不安の軽減と適切な就学に向けた支援へとつなぎます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施保育園数	平成25年度	全園	全園

■教育支援委員会

障がいのある児童や特別な配慮を必要とする児童の就学について、子どもの発達の専門委員に相談をして、一人ひとりの児童にとって最も適切な就学先を保護者との合意形成により決定していきます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
開催回数	平成25年度	4回	4回

■おやこ教室（ちーちーぱっぱ）【再掲】

未就園児を対象に集団での遊びの体験や保護者の育児不安を軽減するための教室です。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
実施回数	平成25年度	17回	20回

■保小連絡会【再掲】

保育園と学校が相互に連携を図りながら、就学に向けた円滑な接続を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
各園の開催回数	平成25年度	各園年2回	各園年2回

■来入児検査結果検討会

来入児の健康診断と発達検査の結果を学校、医療、保健、保育の関係者で検討します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
開催回数	平成25年度	1回	1回

■信濃町相談支援関係者連絡会

町の特別支援教育に関係した学校、医療、福祉、保健、保育等の各分野の関係者による情報交換によって各関係機関での切れ目のない一貫した支援につなげます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
開催回数	平成25年度	1回	3回

■障がい児支援事業

障がい児支援については、第4期信濃町障害福祉計画による見込みによる量の確保を図りながら、障がいの特性に応じた支援事業がいつでも実施できるよう関係者と連携を図りながら、事案が生じた場合にすぐに対応できる体制を整えます。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 見込み値
放課後等デイサービス利用人数	平成25年度	8人	12人
保育所等訪問支援利用人数	平成25年度	3人	5人
障害児相談支援	平成25年度	1人	5人

■子どもの発達、障がいに関する研修会

障がいの有無に関わらず、障がいに対する理解を深めるための研修会を開催します。

指 標	基準年度	基準値	令和2年度 目標値
開催回数	平成25年度	3回	3回

第5章 計画の推進体制

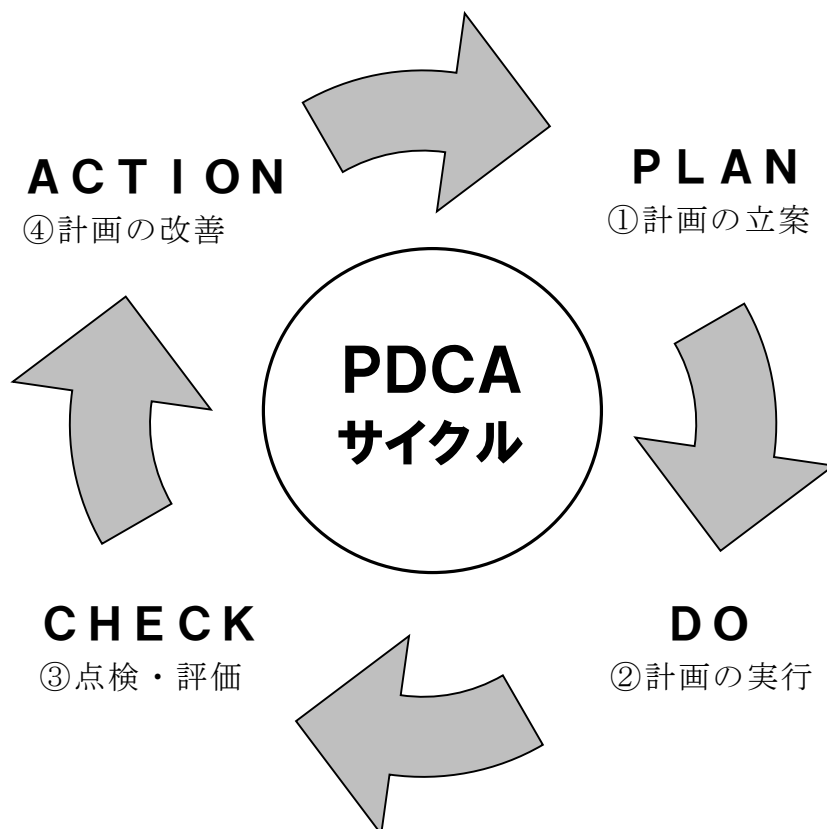
1. 関係機関等との連携

本計画を推進するにあたり、教育委員会組織だけでなく、子ども・子育てに関係する全庁的な推進調整を図り、総合的な取り組みとして推進します。

また、県、学校、保育園、病院等との連携及び協働体制の構築・強化を図りながら、子どもとその保護者を中心に据えた総合的な支援につながる施策の展開と円滑な子ども・子育て支援制度の推進を図ることとします。

2. 計画の達成状況の点検・評価

本計画の達成状況の点検・評価を行うために、信濃町子ども・子育て審議会において、実施事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について定期的に点検・評価をし、計画内容と実状に乖離が生じた場合や計画の見直しの必要があると判断した場合は、計画の見直しを行い、施策の改善が必要と判断されるものについては、施策の見直しを行いながら推進していきます。



第6章 資料編

1. 委員名簿

(順不同・敬称略)

選出区分	氏 名	所 属	備考
学識経験者		主任児童委員	会 長
教育関係者		信濃小中学校副校長	副会長
学識経験者		教育コーディネーター	
子どもの保護者		野尻保育園保護者会長	
子どもの保護者		柏原保育園保護者会長	
子どもの保護者		富士里保育園保護者会長	
子どもの保護者		古間保育園保護者会長	
子ども関係団体の者		ふくろうの会代表	
保育関係者		児童クラブ指導員長	
保育関係者		柏原保育園長	

事務局

信濃町教育委員会		教育長	
		教育次長	
		子ども支援係 係長	
		子ども支援係 主任	
		子ども支援係 主事	

2. 信濃町子ども・子育て審議会設置条例

平成26年3月24日信濃町条例第6号

信濃町子ども・子育て審議会設置条例
(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、信濃町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2条 本条例において使用する用語の定義は、法において使用する用語の例による。

(任務)

第3条 審議会は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 保育関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 子ども関係団体に属する者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り、別に定めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

3. 審議会の経過

年 月 日	内 容
平成26年 7 月 1 日	◆ 第1回信濃町子ども・子育て審議会 (内容) ・ 人事通知書交付 ・ 会長及び副会長の選任 (協議事項) ・ 子ども・子育て支援新制度について ・ 信濃町の状況について ・ 子ども・子育てに関するアンケート調査結果について ・ 今後のスケジュールについて
平成26年 8 月21日	◆ 第2回信濃町子ども・子育て審議会 (協議事項) ・ 信濃町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について ・ 信濃町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について ・ 信濃町保育の必要性の認定に関する条例について ・ 信濃町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
平成26年11月26日	◆ 第3回信濃町子ども・子育て審議会 (協議事項) ・ 保育に関する条例及び規則について ① 保育園の設置、管理及び保育の実施に関する条例 ② 信濃町保育の必要性の認定に関する規則 ・ 児童クラブに関する条例及び規則について ① 信濃町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例 ② 信濃町放課後児童クラブの設置及び運営に関する規則 ・ 信濃町子ども・子育て支援事業計画について
平成27年 3 月10日から 平成27年 3 月17日まで	◆ 子ども・子育て支援事業計画パブリックコメント募集
平成27年 3 月18日	◆ 第4回信濃町子ども・子育て審議会 (協議事項) ・ 信濃町子ども・子育て支援事業計画について ・ 保育園に関する規則及び要綱について ① 信濃町保育園管理規則の全部改正 ② 信濃町保育の実施に関する規則の全部改正 ③ 信濃町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の制定 ④ 信濃町特別利用保育及び預かり保育実施要綱の制定 ⑤ 信濃町時間外保育事業及び延長保育事業実施要綱の全部改正 ⑥ 信濃町一時預かり事業実施要綱の全部改正 ・ 児童クラブの申込み状況について ・ 子育てガイドブック兼事業計画概要版作成について

4. 信濃町子育て支援事業一覧表

支援時期	事業名	事業内容	担当窓口
出産前支援	プリネイタルミーティング	信越病院小児科で親になる前から子育てや子どもの発達について学びながら親になるために必要な知識と心の準備を支援します。	信越病院 小児科
	マタニティーセミナー	妊娠中の夫婦を対象に妊娠期間を健やかに過ごせるように、保健師、助産師、栄養士によるセミナーを行います。	住民福祉課 保健予防係
	妊婦一般健診助成制度	安心して妊娠、出産ができるように、妊婦健診の14回分と超音波健診の4回分の受診費用を無料で受けられるよう助成をします。	住民福祉課 保健予防係
乳児期支援	すくすく子育て支援事業	子育て支援事業の一環として、保護者に対し経済的負担の軽減を目的に育児用品等の購入費用に対する助成金として、子ども一人につき30,000円を支給します。	住民福祉課 保健予防係
	新生児訪問	生後1か月までの新生児のいる全ての家庭を保健師が訪問をして、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行います。	住民福祉課 保健予防係
	養育支援訪問	新生児全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等やその保護者や妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導、助言を行いながら、要支援者の負担の軽減を図ります。	住民福祉課 保健予防係
	よろず相談	乳幼児の身長体重測定等を行いながら、保健師、栄養士、保育士が育児に関する相談を受けます。	住民福祉課 保健予防係
	すくすく相談会	保健師、助産師、保育士による生後2か月の乳児を対象にした発育測定・個別相談を行います。	住民福祉課 保健予防係
幼児期支援	子育て支援ルーム「なかよし」	子育て中の親子同士の交流の機会を増やししながら、自主的な子育てサークルの活動を子育て支援ルームで支援します。	教育委員会 子ども支援係
	利用者支援事業	子育て支援サービス等に関する情報提供や相談及び助言を行う窓口として、特定型（主に行政機関の窓口等を活用）による利用者支援事業として、子育て支援ルーム「なかよし」事業と連携しながら、確保方法を検討していきます。	教育委員会 子ども支援係
	ひよこ教室	未就園児を対象に集団での遊びの体験や保護者の育児不安を軽減するための教室です。	住民福祉課 保健予防係
	子育てサークル支援事業	地域で活動している子育てサークルへ情報提供を行うとともに、交流の場の提供を図ることで、子育て中の親子同士のネットワークが広がるよう支援します。	住民福祉課 保健予防係
	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、一時的・臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とします。	教育委員会 子ども支援係

支援時期	事業名	事業内容	担当窓口
保育期支援	保育園認定保育	町立4保育園で2号認定の利用定員210人と3号認定の利用定員70人の保育を行います。	教育委員会 子ども支援係
	特別利用保育及び預かり保育	町立4保育園で1号認定の子どもを特別利用保育と預かり保育により2号認定の利用定員の範囲内で2号認定と同様に保育を行います。	教育委員会 子ども支援係
	延長保育及び時間外保育	働く保護者の子育て支援のために午後7時まで延長保育及び時間外保育を行います。	教育委員会 子ども支援係
	一時預かり事業	2号認定または3号認定以外の保護者が、一時的な就労や出産、冠婚葬祭等により保育が必要な場合、週3回、最長15日連続を限度に保育園で一時預かりをします。	教育委員会 子ども支援係
	障がい児保育	研修等を通じて、障がいに対する保育士の理解を深めるとともに、加配等を図りながら、医療ケアの必要な子どもの受け入れについても体制の整備を充実させます。	教育委員会 子ども支援係
	第3子以降 保育料減免事業	平成27年度から町内に住所を有する満18歳未満の児童が3人以上いる世帯の場合、第3子以降の子ども一人につき、月額保育料から6,000円を上限に軽減します。	教育委員会 子ども支援係
	心理相談事業	臨床心理士等の専門家による保育園訪問により、発達について専門的な支援が必要な子どもに対する支援方法の助言を行うことで保育園の支援体制を整えます。	教育委員会 子ども支援係
	ほほほの会	保育士、保健師、信濃病院小児科医による子どもの発達に関する勉強会により保育士の資質の向上に努めます。	教育委員会 子ども支援係
	すこやか教育相談	保育園保護者の子育ての悩みや小学校への就学に向けての不安について、特別支援教育の専門相談員による相談を行い、保護者の不安の軽減と適切な就学に向けた支援へとつなぎます。	教育委員会 子ども支援係
	保小連絡会	保育園と信濃小中学校が、相互に連携を図りながら情報の引継ぎをすることにより、就学に向けて円滑な接続を図ります。	教育委員会 子ども支援係
義務教育期支援	信濃小中学校学級費無償化	「ふるさと学習」「読書活動」「特別支援教育」を中心に小学校から中学校までの9年間の一貫教育により、信濃町に誇りを持ち、次代を担う人材の育成をします。また、学級費を無償化し子育てに係る費用負担の軽減を図ります。	教育委員会 総務教育係
	しなの学校応援団	信濃小中学校の学習・行事への支援、安心・安全への支援、環境整備への支援の登録をいただき、地域の子どもの地域の方が学校と一緒に育てていきます。	教育委員会 生涯学習係
	就学相談委員会	障がいのある児童や特別な配慮を必要とする児童の就学について、子どもの発達の専門委員に相談をして、一人ひとりの児童にとって最も適切な就学先を保護者との合意形成により決定していきます。	教育委員会 子ども支援係
	信濃町相談支援関係者連絡会	町の特別支援教育に関係した学校、医療、福祉、保健、保育等の各分野の関係者による情報交換によって各関係機関での切れ目のない一貫した支援につなげます。	教育委員会 子ども支援係

支援時期	事業名	事業内容	担当窓口
義務教育期支援	放課後児童クラブ (放課後子ども総合プラン)	保護者の就労等により、放課後等の保育を必要とする児童の健全育成を図るため、1年生から6年生を対象に放課後の児童の安全な居場所作りと保護者の子育て支援をします。また、放課後子ども総合プランによる子ども教室と一体的な運営をします。	教育委員会 子ども支援係
	放課後子ども教室 (放課後子ども総合プラン)	子どもたちの興味関心の幅を広げながら社会力の向上と地域の子育て力を高める取り組みとして、地域の人が講師になって、高学年を対象にした放課後子ども教室を行います。また、放課後子ども総合プランによる児童クラブと一体的な運営をします。	教育委員会 生涯学習係
高校期支援	鉄道通学運賃補助事業	北しなの線開業にともなって引き上げとなる鉄道運賃の負担軽減として、鉄道を利用する高校生の通学定期運賃の20%を補助します。	教育委員会 子ども支援係
大学期支援	奨学資金貸付事業	向上心を有し大学等へ就学を希望する者に対して、1人月額50,000円を無利子で貸し付けをします。	教育委員会 子ども支援係
ひとり親 家庭支援	母子家庭等児童福祉 年金支給事業	母子・父子家庭に対して、18歳までの児童一人に年1回10,000円を支給します。	住民福祉課 福祉係
	母子家庭等児童福祉 手当支給事業	母子・父子家庭に対して、小学校就学前の児童一人に月3,000円を支給します。	住民福祉課 福祉係
	児童扶養手当支給事業	18歳までの児童を扶養しているひとり親等に児童扶養手当を支給します。	住民福祉課 福祉係
	母子家庭等高等学校通学費 補助支給事業	通学定期を購入して鉄道及び路線バスで高等学校等へ通学している児童がいるひとり親家庭で児童扶養手当の全部支給を受ける家庭に対して定期代の半額を支給します。	住民福祉課 福祉係
	要保護及び準要保護就学援助費支給事業	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に対して給食費等の費用を援助します。	教育委員会 総務教育係
全般支援	障がい児支援事業	放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援等、障がいの特性に応じた支援事業を実施します。	住民福祉課 福祉係
	ながの子育て家庭優待 パスポート事業	18歳までの子どもがいる世帯に対して、長野県内全ての協賛店から、協賛店舗ごとに定められた子育て支援サービスが受けられるパスポートカードを配付します。また、町内の協賛店を掲載したチラシを配布します。	教育委員会 子ども支援係
	信濃町青少年育成町民会議	地区子ども会育成会への活動費の助成をしながら、地域の子育ての支援と次代を担う青少年の健全育成に取り組みます。	教育委員会 子ども支援係
	信濃町要保護児童対策地域協議会	組織体制を充実させ、県中央児童相談所、信越病院小児科、警察等の関係機関による連携・情報共有を推進することで、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。	教育委員会 子ども支援係
	子育てガイドブック配付	信濃町子ども・子育て支援事業計画の概要版を兼ねて「信濃町子育てガイドブック」を作成し、町で取り組む子育て支援の情報提供に努めます。	教育委員会 子ども支援係

信濃町子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年 3 月

編集・発行 信濃町教育委員会 子ども支援係